684
124

アチック、ミューゼアム、
イート　第八
伊豫日振島に於ける旧漁業聞書

櫻田勝徳著

0053465000

0053465-000

６８４－１２４

アチックミューゼアムノート

アチックミューゼアム・編

アチックミューゼアム

第８

昭和１１

AIA

684
124

アチック　ミユーゼアム　ノート　第八

伊豫 日振島に於ける舊漁業聞書

櫻田勝徳

〔土豫漁村採訪旅行報告一〕

アチック　ミユーゼアム刊

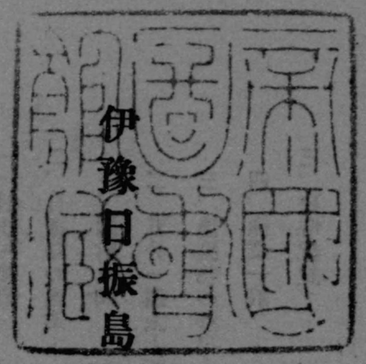

伊豫日振島に於ける舊漁業聞書

（土豫漁村採訪旅行報告一）

目　次

一、日振村概觀……一
二、日振島の漁業……六
一、鰹船曳網……六
二、五分一運上と献上鰯……三一
三、漁獲物の移出と販賣……四一
四、漁業一般……四五
三、民俗雜記……五一

日振島近傍略圖

684
124

序

本年四月の土佐及び伊豫漁村採訪旅行には、我研究所の伊豆川淺吉氏と行を共にした。此旅行の主目的は土佐舊捕鯨業調査に在り、其經濟史的研究はやがて同君の手に依り發表せらるゝ筈である。此外に土佐舊鰹漁業、四萬十川の漁業、土佐漁村民俗雜記が本書と共に此旅行報告書として作成せられるであらう。

伊豫の舊漁業に就ては吾々は殆ど何等の豫備知識をも有しなかつたのであるが、宇和島市の兵頭賢一翁の非常なる御厚意に依り、少なからざる漁業古記錄に接する機會を得たのは、誠に感謝の至である。唯數時間僅かに此一部を心忙しく手控して來たに過ぎず、それを本書には出來る丈け引用しようと試みたが、急いだ爲めに誤記してゐる所あり、殊に懸念されるのは古文書寫を幾らか控へては來たものゝ、文書の性質が明白でないものがある。例へば漁師仲間の條約書か御浦方より下した達か、肝腎の所が明瞭で無いといふ類で、その爲め記述に大きな誤解が無いとは斷言しかねるのであるが、今はまづ致し方がない。此地の舊漁業は舊藩時の統治漁業政策の點から非常に興味深いものが在ると信ずるので、今後の精密なる調査研究を望むのである。本書はその興味ある所を幾分でも傳へ得れば能事了れりとせねばならぬ。

此般は兵頭翁及び日振村長古谷鶴太郎翁には殊にお世話に成り御教示を受ける所大であつた。その他東宇和郡玉津村漁業組合長高野作一氏、同村法花津の店屋某氏、日振小學校長大川本氏、同村の故老堀本仙藏氏の諸氏にも御世話になつた。茲に厚く御禮申上げる。

五月十六日

櫻田勝德

一　日振村概觀

日振村は愛媛縣宇和島市の西南約六、七里の海上に在る。同村は日振島御五神島（オイツカミ）横島の三島より成り、總面積僅かに〇、四三四方里、其内人の居住し得るは殆ど日振島のみで、現在御五神島にも唯一人の不具者が住んでゐるが、此處は一の困窮島であると共に、本島である日振島の出作島でもある。併して此地と横島とは同村の薪木島にもなつてゐる。

日振の本島には明海、喜路、能登の三部落が在り、何れも百戸前後の軒を接した村である。明治四十四年同村編の稿本日振村誌によれば、當時同村の戸數は三六三、人口二二五六であつたが、昭和六年の村勢一覽では現住戸數二九二、本籍人口二七九〇現住人口二二〇七になつてゐる。出稼は以前から盛んであつて、明治末年には百三十人近い若人が、宇和島、吉田、八幡濱方面に赴き、男は商家奉公をなし、娘は下女奉公の外、紡績機械工場の工女となつたが、今日に於ては阪神地方に出稼する者多く、男は鐵工場、製靴工場に入り、又仲仕にもなつてゐる。女は主として製絲紡績工場に働き、工女に出てゐる者の數は六七十人に達し、殆ど娘の全部が働きに出てゐると申しても良い狀態に在る。

全島は山で平地が乏しい。田の面積は八反六畝未滿で、明治末期も今日も何等變る所は無い。畑は島の東北斜面に石垣を築いて開かれてゐる。百餘町歩の畑の大部分は本島の此山斜に在るので、作物の大半は甘藷であり、其作付反別凡そ六十數町歩、之に次ぐ裸麥の作付反別は二十町歩未滿、村誌によれば稻を除くの外は普通穀菜を栽培し、維新前甘藷の新に傳來するや主として盛んに之を栽培し、今や當地の主要食物となるに至れりとある記述は、凡そ今日にも當つてゐる。養蠶も昭和六年頃までは相當に行はれてゐたらしいが、我々は此島で桑園の多くあるのを見た記憶は無い。村誌には「甘藷裸麥蔴を除くの外は大抵自家用たるに過ぎず」とて、大根作付三町六反、小麥二町七反、小豆二町歩、小豆、粟、黍一町餘等の作付反別を擧げてゐる。

此島の土地の所有狀態は色々と移り變つたらしい。故老の談によれば、舊藩時代には此地の庄屋であり、また大網師でもあつた清家が、島の良い地面の大部分を所有してゐたといふ事で、同家の小作人であり、且つ網子でもあつた家來と呼ばれた家が全島に四十戸許りもあつたと云はれてゐる。家來の家は各部落に十戸から二十戸位づゝあり、昔から此者はケライと呼ばれてゐたといふ。古谷鶴太郎翁の話では、墓碑の中に時折、清家家來何某と銘したものが在るといふ事である。此家來の頭を親方と稱し、之が各部落に一戸づゝ在つて差配を爲し、清家の網漁をも營んでゐたやうである。此親方も亦家來同樣少しの土地も所有せず、等しく小作を爲してゐた。

島には清家の家來の外に、百姓と呼ばれる自作農が、當時各部落に二十戸許り宛も在つたらうと云はれてゐる。現在百姓から分家してゐる者も少くないが、昔からの累代の百姓は相當に土地を有してゐたので、其一戸當りの所有面積は凡そ八反、山林三、四反位であつた。それ故その分家は土地の十分一も貰へば良い方で、漸く宅地を本家から分けてもらふ程度であり、山林、畑等を分けてもらつた次三男は今まで無い。それで之等の人は元は何れも網子、漁師として生活したのであるといふ。

古谷翁の家は喜路の親方を爲してゐた。從つて舊藩の頃は土地を所有しなかつたが、明治四年地租改正以來、從來の小作地を相應に清家から貰ひ受けたといふ事である。此時清家より土地を貰つた家は此外にも必ずあつたらうと思ふが、之に就て審さでは無い。昭和六年村勢一覽によると自作農戸數二一一、小作四八、自作兼小作一八で、此耕地所有權分配は

一戸當所有反別	戸數
全然土地ヲ持タヌモノ	二一
一反歩以下ノ者	一
一反歩以上五反歩以下ノ者	二七
五反歩以上一町歩以下ノ者	一九一
一町歩以上二町歩以下ノ者	圃七
	七

になつてゐる。此外他村人所有地が畑二町七反餘。山林三町九反未滿、宅地一一六坪あり、之は轉籍者の所有以外に、宇和島市の金貸の手に移つたものもあつたが、今日他村人の所有地は僅少になつてゐると云ふ事である。

山林は一二〇町餘に及んでゐるであらう。島の西南面は急傾斜を爲し耕作不能の地であつて、何れも現在は御五神、横島の二島同樣村有地となつてゐるが、部落有の薪木山として使用されてゐる。

御五神島は、古谷翁の談では昔は伊達家のもので之を清家が監理してゐた。此島は明治に入り一時官有に歸したが明治三十六年、昔の緣故によつて清家に拂下げられたのを、直ちに村有となしたと云ふ。島の全面積は九六町四反歩で女笹が多く生え茂つてゐるが、此處を今日まで畑六町、宅地四反歩ばかり開拓して、麥と甘藷とを栽ゑてゐる。此開墾は島の最も貧しい人達に依つて恐らくはその大部分がなされたであらうと思ふ。全く困じ果てた村人が村に希望して此島に渡つたのである。之等の人々は山番といふ名目で一切を免稅せられ、此孤島を耕して家の恢復を圖つたのであるといふ。かくして渡つた家數が明治末期に一時七戸に及んだ事もあつたが、此地には全然船がゝりの便無く娛樂なく、兒童を通學せしめる方法も全くないので、人々は島の生活を喜ばず、少しでも良くなると皆本島に歸つてしまつた。現在此島に家が一軒あり、此處に六十幾歳の翁が唯一人住んでゐる由であるが、此人は生れ付き身體の震へる不具者であると云ふ事で、渡島してから最早三十年に及ぶといふ。以前此家族も長く一緒に暮してゐたが、五、六年前家族丈けは喜路に引揚げたといふ。此島にはかくの如き人以外に出作りに出懸ける人々もあるので、その出作小舍も建つてゐる由であるが、此人達は麥、芋を植付ける時とその收穫期にのみ渡島してゐるといふ事である。

とにかく此島は耕地が狭い。故に大部分の村民は漁業を主要なる生業としてゆかねばならぬ。昭和六年同村勢一覧表によれば此地の職業別戸數は左の如くである。

職業	専業	兼業
	戸數	戸數
農	一八	二〇六
工	四	二
商	九	二八
雜	二六〇	五五

此雜二六〇戸の殆どは漁家であるといふ事で、漁業を主とし農業を副とする家の大多數なるを察知し得る。昭和八年十二月調、日振村基本調査及更生計畫書によれば次の如くである。

昭和五年	戸數	人口	昭和六年	戸數	人口	昭和七年	戸數	人口
漁業	六二	四五三	漁業	六五	四八一		六〇	四三三
水産製造業	五八	四二三	水産製造業	五九	四一九		五七	四二七
水産取引業	一	七		一	七		一	八
水産勞働	一四二	一一四四		一四五	一一二二		一四〇	一一七七
農、業	一八	一二七		二〇	一四二		二〇	一五一
商業	四	二三		四	二四		五	二七
工業	四	二五		四	二七		三	一七
其他	二	五		二	六		二	六

次に同書に出てゐる漁家の家計費表をあげる。その第一種の家計費表によれば一ヶ年間の第一生活費は七七〇圓、第二生活費は五〇六圓になつてゐるが、最も普通の漁家の家計費表は第二種の方に出てをり、之に依れば

○第一生活費表

種類	現金	現物	備考
住居費			
飲食費	三八、三五圓	一〇〇圓	
米	二七、〇〇		
麥			
其他	二、五三		
被服費	二五、〇〇	二〇、〇〇	自作物五俵
光熱費	九、八〇		
什器費	二、三〇		

○第二生活費表

種類	現金		
修養費	三圓〇〇		
交際費	二五、〇〇		
嗜好費	三五、〇〇		
保険費	三五、〇〇	簡易保険口數	四〇一
		其金額	三一〇八圓
		生命保険會社口數	二三
		金額	二五五〇〇圓

儀禮費　二五、〇〇
其他　三、〇〇
となつてゐる。

二、日振島の漁業

一、鰮船曳網

イ、宇和島藩鰮大網の網株

宇和島藩の最大漁業は鰮船曳網であつたやうである。此漁業は地曳網漁に極く近いものであるが、異なる所は地上で網曳せず、之を船上で爲したもので、此大型の網を鰮大網と呼んでゐた。鰮大網は明治時代までは宇和島吉田兩藩の殆ど全沿海村落に於て最も主要なる漁業として營まれ、漁獲物は主として干鰯に製せられてゐたやうである。

ロ、網師と網子

ハ、漁業

漁期、漁網、漁船、乘組と其役割

ニ、漁獲高の配分

代分け、雜用、菜魚、骨折、貰魚、自家用肥料

此漁業が此地方に於て何時始り、如何にしてかくの如き隆盛を見るに至つたか、未だその事情を詳しくは知らぬのであるが、第二回水產博覽會審査報告一卷一三四頁に依れば「宇和島藩鰮大網は淡路より移しと傳ふ。時の領主一方策を建て沿海に住する豪族をして斯業に從事せしめたり。舊記によれば正德年間網數僅少なりしも、伊達家宇和郡を領するや此業を奬勵し、東西南北宇和郡を通じ一〇六張に達し、現時に於ては三百有餘張に及ぶ」と記してゐる。また宇和島吉田兩藩漁業に關する舊記（宇和島支廳藏）の概要には「元來本藩に於ては元網と稱へ鰮大網總て百六十二帖ありて一帖毎に漁場五六ヶ所を專有せしが、天保二年に至り一旦悉く漁場を引揚げ、更に大網一帖毎に網代各一ヶ所宛を配當專有せしめ（本藩に於ては之を前網代と云吉田藩に於ては扣網代と稱せり）其餘の漁場（公儀網代又は除ケ網代と稱す）は押引と稱へ、領內當業者臨時先づ其場を占得たるもの隨意に下網（卽ち先取りにして又押シ勝と云）するの制を定め爾來漸く新營業者ある毎に各一帖に付漁場一ヶ所を與へ或は一村浦內に於て輪次網遣をなさしめたり」とある記事等に據り、我々は凡そ同藩の浦々に約一條位づゝ元網と稱する古株の網が百數十條あつて、德川後期に至り此網數が增加した事を知る。

此元網は宇和島吉田兩藩時漁政取調書（小野武夫博士藏）の西宇和郡三崎村調にみえるが如く、舊藩伊達家以前の古網であつたかも知れぬが、藩は此漁業全體を保護奬勵し乍らも、特に古くから元網を保護してゐたと思はれるので、すでに萬治四年正月の吉田藩の郡鑑（前記漁政取調書引用）では「若本網を捨其子細を以結出候は、庄屋之儀は不及申村君可爲曲事」と令し、正德六年二月の網方掟（宇和島支廳藏。舊宇和島藩網方心得之寫引用）には「一古來元網退轉無之樣如古法百姓網第一に存すべし庄屋村君可情入儀專用に候」とあり元網退轉を防いでゐた。又前記の漁政取調書の西宇和郡三崎村調に據れば「但元網之儀は往古より大子（鰮オウゴとは網子の事）相對雇入指支候時は、本村百姓割合を以て乘出候權を被附」とあり、前記網方心得之寫の九島浦舊里正阿部謙吉所持文書の寫には「百姓網に組合候網子共之內元網を離れ一分之働き致し、元網之障に相成候族有之旨相聞不屆に候、以來庄屋村君聞屆無之者は元網を不離百姓網相續之義を專一に可存候自然我儘申もの候はゝ可申出事」と記しをり、網子が此網を離れぬやう、また網子の召集にも此網は特權を有してゐたらしいのである。然して同じ網方心

得之寫の中、舊宇和島藩浦方役松江之深、宇和島九島大網師清島信篤なる二名の故老よりの聞書には「舊宇和島藩に於ては元網主持株相止め候節は、他人へ譲渡し相願候を元網相續といふ。結出網等は網株他人譲渡しを名前替へと唱ふ。右等願書は郡村浦に役有之郡取付屬浦方役へ願出、名前切替許可を得て後直に前株持主同樣の權を有し網代網遺等致來る」と記しをり、元網譲渡しと他網のそれとはその取扱が異にせられてゐたものと思はれるので、之に據り元網の經營が誰に移り變るとも、農村に於ける株持百姓の如く、その數丈けは減少せぬ樣特に保護せられ、それが時代溯り新網の數が少なかつた時程、強いものがあつたのではないかと思はれるのである。

元網をかく保護し乍らも、新網は除々に增加したらしい。すでに正德六年二月の網方掟の寫には「浦々之網數に限有之樣心得違候所も有之由相聞候、先年之有網全格之儀には不成事に候、場所によりては過不及有之候間、此旨を存新網望之者於有之は有躰に可申出、自然當時之網師共妨に相成候子細も候はゝ吟味之上裁許可申付事」と網株追加に就て藩から心得を出してゐるが、此新網免許には恐らく文化六年八月の文書(前記漁政取調書引用)が示す「一新網仕出候者有之候時は、其網主より願書指上申候得は、御浦方御役人樣より組浦御庄屋へ其所之元網村君中へ相障儀は無之やと再御吟味被仰付候間、其時分元網中より新網被仰付候而は元網中へ相障申候に付、新網は御免不被成下候樣、相障趣は其時々元網村君中相談之上模樣之趣次第を以御願申上候事、是等之儀も御法之儀に御座候段御庄屋より被仰聞候則此度於御郡役被仰聞候由」の如き、元網の同意を得る事が之には常に必要であつたのではないかとも思はれる。かゝる裏面には無免許の裸廻しと呼ばれた小網も出來て、罰せられたといふ文書もみえてゐるが詳しくは知るよしも無い。

次に新網に就て記せば、前記の兩藩漁業に關する舊記の概要を見ると、漁業の免許は「公務上効勞あるものは特に藩主より鰮網營業を許可せられたる例。荒畑等を開拓し新浦取立の積を以鰮網出願に對し許可せしもの。新浦を開き百姓取立の爲め鰮網を特許し網代受銀等を課せる事あり。組頭役等にして鰮網株無く差支の場合は特に新規營業を許可する事あり、而して退役の時は其後任者へ譲渡すへき定なり。横目役のものへも爲家督鰮網を免

許す」等に與へられてをり、舊藩時代の漁業制度調査資料には「新規大網は一浦若しくは一部落にして其戸數二十にみたざれば之を許可せず」とある等により凡そ新網免許の概略は察知し得ると思ふ。

此外新網增加には網代開發に依つたものもあつたらしく、正德六年二月の網方掟には「一先年網代改已來引出網代(註北宇和郡舊藩漁業制度調によれば引出網代とは發見網代之事とある)出候はゝ時々申出る筈に候處、近年は引出之訴無之候不隱置可申出、浦により惡敷前網代を控候網には了簡も可有之事」と記されてをり、前記の漁業に關する舊記の概要には「新に發見せし漁場及海中の岩礁等を取除け網代となしたるものは之を本人に專用せしむるを例とす」の記事を載せてゐる。

新網はかくの如くして長い年月の裡に除々に殖えて來たと思はれるので、依つて元網に對すれば同じ新網である網株の中にも、いろ〳〵と新古の差別が生じて來たものゝやうであるが、細い事は判らぬ。然し玆に結出(イイデ)網といふのがある。此名稱の網も恐らく殆ど全浦に行き亙つてゐたのではないかと思ふ。明治廿六年調、北宇和郡舊藩漁業制度調(宇和島支廳藏)によれば「此網は元網に次ぎ定數を限りて許せしもの」とあり、前記の網方心得之寫の頭註には「結出網とは古株百六十八帖の外舊里正等へ許可相成しをいふ」と記されてゐる。所が實際故老に聞いた所、或は他の文書に依れば、同じく結出網と呼ばれるものゝ中に、大結出、小結出、古結出、新結出らの各種があり、之等に就ては全く不明ではあるが、之等名稱からみても一時に定數を限つて許可された網のみであるとは思はれぬ。すでに此名の網も正德六年二月の網方掟に「銘々結出網に精を入百姓網を不可致疎候若可及退轉網も候はゝ庄屋村君働を以相續候樣可致事」といふ風に出てをり、さして當時は未だ保護せられてゐた網でなかつたと思はれるが、後年に於ては古株となり相當特權を有する樣になつたらしく、前記の舊藩時漁政取調書の西宇和郡町見村調の中には「漁場は元網結出網は往古は一株に付貳ケ所の漁場を專有せしも、中古より一株一漁場持の制を置かれ專有し來りしも、維新後漁場は輪番使用する事となれり、尤も漁場を離れ沖合に於ては從來より入會使用せり」と記されてゐる。

以上の如き元網結出網等の古い艦網株は一箇所乃至古くは數箇所の漁場を占有しをり、かゝる網代を前網代或は控網代と稱してゐた事は、前記漁業に關する舊記の概要を引用した文によつて明らかである。其內元網は數ヶ所の網代を獨占してゐたものかと思ふ。又新網でも古い結出網らは一二の專用漁場を持つてをり、また網代開發者には前記の如くその漁場を專用せしむるといふ例もあつたらしいが、天保三年の文書(前記網方心得之寫の中、伊方浦漁夫惣代渡邊金藏所持文書、御浦方役に伺出の上、保內組內で相定めた覺)に「新網仕候は丶御法之通〇網代之外押合之外網代相究させ申間敷事」とあり、當時新網の漁場獨占は特別の事情無い限り困難なものであり公儀網代、除け網代といふのが如き藩直轄の網代で入會漁場とも云へる(前文參照)入會の海に押引してゐたものでないかと察する。北宇和郡舊藩漁業制度調が註釋する公儀網代は「宇和島藩にては往古此稱あり、中興より除網代といふ。吉田藩にては始終此稱ありたる如し。或は云公儀網代は藩の直轄網代にして此網代を貸するに受銀を徵せらるる」であるが、漁業に關する舊記の概要より引用した前述文には、天保の漁制改革以來、公儀網代に於ては押引と稱へ入會に漁業したといふ事を記してゐる。公儀網代の何物であつたかは詳しくは知れぬが、之が、天保以前から入會漁場の性質を帶びてゐた事は、正德六年の網方掟に「一除網代にて他族寄網引立候水魚之內にて貳步物相改候儀獵場に而紛無之樣念を入庄屋橫目方に帳を拵置、時々其網主又は村君印形改させ銀子を取立庄屋添狀にて月々可差出事」とあるので察せられると思ふが、然し此文書では除網代にも地網即ち地元の網といふものあり、其地の庄屋橫目が族網寄網なる入網者より貳步物と稱せられた一種の入漁料をとつてゐたのであるから、入會とは云へぬかもしれぬが、前記網方心得之寫の中、伊方浦漁夫惣代渡邊金藏所持の前引用と同じ文書の中には「一除網代之內分けて魚付宜數場所者網數先勝に押合候ては、自然爭論も出來旦者不同にて相成候故、內々申合順番相定無餘儀場所者御伺可申上事、一除網代押合先勝に候へども一番替可致事」と記されをり、除網代即ち公儀網代は入會漁場であつたと云ひ得る樣である。或は公儀網代は入會網代以外の何物かで以前はあつたかもしれぬが、恐らく漁業稅制の變革に伴ひ、此網代の意味も漸次變つてしまつたものではあるまいか。

因みに此藩の漁業稅は以前網代銀とて漁場に賦課せられた(前記漁業に關する舊記の概要參照)ものであつたやうである。從つて之は定額稅であつたかと思ふのであるが、上記の舊記概要によれば寬永五年に諸魚五分一運上なる定率漁業稅に變つた。此改定は恐らく網株增加、言ひ換へれば網の數と網代の數の割合が網代銀賦課の制度に適し無い狀態になつた爲め爲されたものでは無いかと思ふが、詳しい事情を知らぬのである。但し公儀網代の方には寬永五年以後に於ても網代受銀の名目を存續してゐたと舊記はその資料を明示してゐる。之にも恐らくは深い事情があつたらう。

かくて前記(兩藩漁業に關する舊記の概要引用文)した如き天保の漁制改革が、一網株一漁場持なる制を目的として全漁場引揚げを試みたのは、新古の網株にあまり差等を生じゐた爲め、之を漁場の均等なる割付により或程度まで平等に近いものとし、尙且つ數漁場を獨占してゐた古株の網より沒收して獲た餘りある漁場に、網代持の新網を增加せしめんとしたものではなかつたか。但し未だ之が如何なる改革で、どの點まで實行せられたか、全く判らぬのであるが、安政三年九月御浦方の上役が下役に充てたらしい達書(前記漁政調書引用)に據れば「天保度古來より之本網へは前網代壹ケ所つゝ被相渡、其餘は不殘御取上に被仰付候處、此度御吟味を以新網へも壹ケ所つゝ相渡遣候間、此上漁事致出精候樣可被申聞候此段申達候」とて、凡そ天保二年(證何書かには辛か七年とも記してあつたと憶へるが、旅の手帳を見てもそれが判らぬ)の一網一漁場制は安政三年に至り漸く新網にも及ぼされたらしい。此改正の成果が如何であつたかは知らぬが、網數がその後一層增加し、やがて後には明治四十四年編、日振村誌が說く如き「古來艦大網を以て漁業の最大要具となし、之が保護發展の方法周到なるものあり、沿海村落にあるもの必ず網業に從事すべきの義務を負はしめ、命に從はざるものは所替とて住居を轉ぜしむるの法を布けり」といふ程の狀態にもなつたかもしれぬが、我が旅手帳には「網に出役不致もの所替(天保九年)」(北宇和郡調宇和島藩漁業制度調の目次引用)と記せるもの丶外に之に關する資料無く、之が藩內全浦に及ぼされたものか、乃至は特別の一浦に限られたものか知る由も無いが、然し日振島に於てはたとへ此法布かれずとも、かく信

じ得べき程の觀を呈してゐたものであらうと思ふ。

然し明治の漁業に入るまでには、もう一度舊宇和島縣達伺案（網方心得之寫より）に見える「舊宇和島鰮網株所持之者共夫々網代取極相渡御座候處、右之定に而者漁事を取放し候義不少、且網師得失不等之譯も御座候に付、昨十年網代不殘引揚に相成、網株新古に不拘、惣順番曳之達に相成居、元來兩縣者浦手も入交に御座候得は吉田縣分之浦手も惣順曳之御達に相成度樣奉存候」とある網株の特權、網代占有等の撤廢を斷行した新しい制定を經てゐるのである。

四、網師と網子

以上は誠に僅かの時間で瞥見し得た文書に據り知り得た此地方の鰮大網網株の概括であるが、今度は東宇和郡玉津村、北宇和郡日振島に於ては、舊藩時代の俤を多分に殘してゐたと思はれる明治中期頃まで、其漁業は如何なる狀態に在つたか、故老について聞いた所を元として左記して行きたい。

吉田領であつた玉津村の高野作一氏談によれば、此地方の鰮船曳網には古來次の如き名稱のものが在つたといふ。

元網、結出網　共に庄屋の經營

古網　庄屋の下役人の經營

新網　庄屋の了解を得て後に株を增加した網

小網　元網、結出網の後に出來たかと思ふ。漁獲少ない時期は大網を使用するのは不經濟だと云ふので、小型の網が出來たものと思ふ。此網も矢張もとは庄屋の經營によつてゐたが、然し小網は大網の先き曳きを爲す權利はなかつたといふ。此事は明治十一年愛媛縣第二十一番漁區條約書（祭漁洞文庫所藏）の第七條にも「鰯大網は同小網以下の出合の節小網前曳指止る權ありと雖も云々」と記しをり、明治期に入つても小網に對する大網の特權丈けは尙存續してゐたのである。

肝要網　大小網の經營者が別であつた時代もあつたのであらう。それが工合が悪いと言ふので、大網經營者の下で大網と小網の中をとつた網が作られ、之を肝要網と稱し大網の權を持つて漁業を爲したといふ。上記の漁區條約書によれば、此網は正しく換用小網と記されてゐる。然してその第二條には「換用小網は大網の權を有すと雖も該網乘出し中は大網の乘出しは不相成ものとす」等よりみれば、高野氏が云はれた如く、大網經營者が之を適宜に使用してゐたものであると思はれる。尙條約書は第八條に但書して「大網換用共貳狀乘出す時は換用は旗章（換用網と印した幟の事）を收めしめ、通常鰮小網と同權たり、尤本條は我浦限りの則にして他浦へ出漁する時は總て通常小網と同權の事」と追記してゐる。とにかく此網は玉津附近に丈けあつたものではなく、日振島戶島蔣淵浦九島浦その他を合した九ケ浦を含む第二十一番漁區中に相當存したものと推察せられるが、この起原に就ては未だ何の資料をももたぬ。

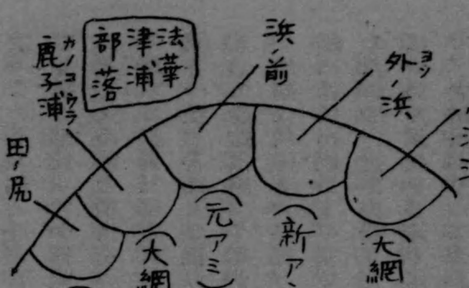

第一圖　網代モチヌキの圖

さて玉津村法花津浦には鰮大網が五帖あつたといふ事である。その內元網一帖は庄屋が經營し、大網二帖は橫目等の役人が營み、古網一帖はその外の役人、新網一帖は舊役人が經營してゐたと言ふ。即ち此地の以前の網師は何れも村役人であり、土地の名望家であり地主でもあつたといふ事である。

之等の網は何れも一定の一網代を占有しをり、元網は濱の前、大網の一は小深浦、他の大網は鹿子浦、古網は田の尻、新網は外の濱を其漁場としてゐた。かくの如き漁場占有を網代モチヌキと稱してゐたので、圖示する如くであつたといふ。漁撈は山見である村君の榮の指揮に據つて行はれたのであるが、村君は山ダテ（山アテの事）

により自網代區域内を識別して自分の網代内に入つた魚群を見てザイを振つたといふ。所が明治になり網代獨占が不可能になつて以來、各網が日廻りに順番に網代を使用する樣に變つたのだといふ事である。

日振島に於ては同村誌に見える如く「維新前には此の如く舊里正が漁權を專有し、十二帖の大網は其左右する所なりしが、維新後に至り舊里正は其漁權を村内個人に讓渡するに至れり」であつたらしい。堀本仙藏氏（八十歳）の談では清家（庄屋の苗字）が盛んであつた頃には、清家が十二帖の網全部を持ち之を三ケ浦に仕込んでゐた。この外地網と呼ぶ百姓網が明海に一帖あつたと言ふが、之は必ずしも精確な記憶であると云へぬ樣である。古谷鶴太郎氏（六十四歳）の談によれば文久頃から清家の網の一部が百姓の手に移つたといふ事で、明治前期には凡そ次の樣な網所有の狀態に在つたといふ。

即ち日振島三部落には鰮網が各四帖づゝ在つた。其内半數は清家の持ち網であつたので、明海に大結出網、地網各一帳、喜路及び能登の二部落に古結出網、地網各一帳づゝあつたのが、それである。その外に百姓持ちの網として新結出網、小網が各部落に一帳づゝあつた。

地網は明治廿六年調、北宇和郡舊藩漁業制度調によれば、元網と異名同物であると記されてゐるが、此地の地網には結出網以上の強い權力が附與せられてゐたといふ形跡は無く、寧ろ庄屋の膝元の大結出網が特權を有してゐたので、之が漁場使用の優先權を握つてゐたと云はれてゐる。此地では明治前期には普通各部落の網は、部落についた網代を日廻りに順當に使用してゐたのであるが、大結出のみは何處へでも自由に出漁する事が出來たので、大結出がやつて來れば網代を之に讓らねばならなかつた。それ故大結出網に乘り込まれた部落の網は、その日の網代日廻りは狂つてしまひ、かゝる折丈けは我勝ちに早く漁場に着いた者が、その網代を占める事になつてゐたといふ。此大結出と他の網との關係は前記條約書にみえる大網と小網との關係に似てゐるが、かの條約書の網師連名を見れば明治十一年には大網師の數は十名、鰮小網の營業者二名で、丁度古谷翁が云ふ網數に等しく、大結出以外にも大網があつたと云はねばならぬ。さすれば宇和島縣の全漁場引揚げ、網代平等使用の令が施行せ

られても幾分の例外は存したとみられるので、之は或は「古來當村は郡内有名の漁業地にして藩の奬勵保護最も厚く、伊達家より德川將軍家へ獻上されつゝありし御用鰮は、當村舊里正清家氏より之をかきばとして調達し、藩主より夫が爲め特に奥南村の立網代漁場を舊里正へ下賜せられたり」（村誌引用）、「北宇和郡日振島は多く御用鰮調達の場所なるを以て一層焚釣を嚴禁し、該島の周圍二里の間之を禁ず」（前記漁業に關する舊記の概要引用）とある如く、此島の清家は御用鰮調達に特に關係が深かつた爲め、此家の網が特別に權力を持ち、それが明治に入つても尚大結出網として名殘をとゞめてゐたのかもしれぬ。

新結出、小網と呼ばれた百姓網は、庄屋の持ち網より一段と力の弱いものであつたと云ふ。尤も小網は網方捉にによつても大網の先き曳きをする權利はなかつたのであるが、大網の網船は舳の水押に蕨の纖であるシズラで製したサガリをつけてゐたに拘らず（現在でも棕櫚皮で之を作つてゐる）、小網の網舟にはかくの如き格式はなかつたといふ。想像するに前記漁業に關する舊記の概要によれば「藩主參勤交代等の節に要する水上漕舟其他常時海上に係る諸役は、主として藩内鰮網業者の負擔に屬し、且つ有事の日に方りては該網舟を以て軍事上の諸役に充用せらるゝ事あるを以て、當業者へは藩廳より特別に漁權と保護とを與へたりと云」とあり、他の文獻にも大網の網舟は事ある際には軍用御用の船となるべきものであつたといふ事で、今日申着網の網舟として殘る此舟を見ても、その作りの嚴めしいのに驚くのであるが、小網の網舟は立派でも無く軍船として役立ち得る期待も無かつた所に、格のおちた所以の一があつたかもしれぬとも思ふ。

此百姓網の經營者は、宇喜路について云へば、やはり昔は舊家であつた由で、新結出網の網師は笠岡（屋號カサヤ）であり、此家の祖先は宇和島市附近の日振新田の開發者であると云はれてゐる。小網の網師は濱田（屋號サカヤ）といふ家で、濱田笠岡兩家共に喜路部落内に分家十二、三軒ばかりを持つてゐる有力な舊家であつた。各部落共に喜路同樣分家を多く持つてゐる舊家が、網師を爲してゐたといふ事であるが、明治以來網師の盛衰甚だしく、何度も變つて今日に及んでゐると云ふ。

以上は古谷翁の咄であるが、前記した第二十一番漁區條約書の連署を見ると、日振島總代清家遜、同じく横濱久藏の次きに日振島大網師十名、鰯小網營業者二名の名前が列記せられてゐる。此大網師を鰹大網の網師であると解すれば、すでに明治十一年には清家は如何なる網をも經營してゐたとは思はれぬのであるが、或は清家がその差配人に萬事を任せ（家來を記せる條參照）、差配をして當時大網師と名乘らせてゐたかもしれぬので、その點は何とも知れぬ。玆では暫らく故老の咄を本として今度は網子について記してゆきたい。

さてかゝる網を網子の側からみるならば、大結出、古結出、地網六帳の庄屋網は、庄屋の小作を爲してゐたと前記した家來の網であつたと云へるので、此網はいづれも家來及びその家族に依つて營まれてゐたといふ。之に對し百姓網は百姓のみに依つて網曳きしたといふ。百姓網の網子はどうしても前記の如き網師の分家から多くを採つたともいふが、明治前期に於ては必ずしもさうばかりではなかつたやうである。新乘に就て聞く所に據れば此地では男十五歳に達すれば必ず何れかの網に乘り組む事にしてゐたといふ。その乘組決定は普通の網子と同樣年末に爲されたが、正式に網仲間に加入するのは翌年二月中旬の仕事始めの席上に於てゞあり、此時少年は酒二升位を買ふ慣習になつてゐた。さうして此新乘は親の加入してゐる網組へは參加せぬ場合が多かつたといふ。また若衆について記せば、此島には一部落に付き五、六軒の若者の泊り宿があり、泊り宿の主人を宿親と稱して、網師の家を泊り宿とした場合が多かつたといふ。此網師の家に泊る若者は必ず其網組の網子とならねばならぬので、之は網師には甚だ都合の良い事であつたといふ事である。

網子の數は此地では廿四人。勿論何れも地下の者で、普通網師は年の暮に入金を掛けて網子と契約する習があり、昔は入金の高は米一俵金一圓位のものに定つてゐたと堀本老は言ふ。玉津村の方では網子の數は網一帖に付十六人。網子は世襲的にその網に付いてゐたといふのは、舊藩時代の普通の一の型ではなかつたかとも思ふ。舊藩時漁政取調書が收錄する永代賣渡證文には

永代賣渡證文之事

一小結出網乘出壹帖株共
代六々錢八貫七百目

右之通永代其許へ賣渡候處實正明白候尤網代之儀は御上御引付帖之通相渡可申候並網子拾八人相添申候上は子孫に至候ても少しも違亂申間敷候爲後日證一札如件

文政二卯年正月

賣主　庄屋兵左衞門
加判　横目庄右衞門

とあり、網子は網に附屬したものとして取扱はれ得たらしく、現在の如く腕次第雇次第の狀態になつたのは、玉津村では凡四十年前以來の事であるといふ。

なほ藩も元網の條にも記した如く、網子が猥りに網を離れぬやう監督したばかりではなく「網曳子を分配して交互に網を成立せしむ。網曳子は網に附屬すべき人員を確立し、猥りに他より雇入又は自ら網師を離れ他に移る等を得さりし。而して或場合に於ては藩主より之が人員を指定し網曳方を差支なからしむ」（前記漁業に關する舊記の概要引用）等の網子の分配、召集にも干渉し統制を加へてゐたものゝやうである。

網子の外に日振島では臨時に漁撈の際、網一帖に付き十五人位のヤトヒドを雇つたと云ふ。此雇人も常に雇はれてゆく先は定つてゐたといふ事で、之等の人々も同じ部落内の漁者であつたといふ事である。

八、漁　業

漁　期
漁　網
漁　舟
乘組員と其役割

○漁　期

堰本翁の談によれば此漁は舊三月に始り十月に終る。昔は秋のみ夜焚き漁を爲した。併して以前の焚き寄せは暗夜だけに限り、松明を灯して爲したのであるが、現在は必ずしも暗夜に限らず巾着網を曳いてゐるといふ。玉津村でも同樣十二月まで鰯を捕り、春は休んで、閧がない年なれば三月からまた漁をはじめたといふ。

○漁網

網の大きさは高野作一氏談によれば、身囊は十五尋角が普通で、二十尋角のものもあつた。浮子方片側百尋位大引（荒手方の事）片側二百尋。小網の方の大きさは網片側二十尋、大引百三十五尋、網百五十尋位であつたといふ。日振島のものは網子の數より推せば多少之よりも大きいかと思ふが、詳しくは聞いて來なかつた。明治十一年愛媛縣第二十一番漁區條約書の第一條に「鰮大網は袋八反長十五尋コーリ七纏海尺中目拾三反、網船（舳先より艫端まで）長五間人數廿人以上を定則とす」とあり、第三條には「鰮小網は四コーリ以上船三艘人數拾人以上を定則とす」と記してあり、土地により大小があつたと察せられる。明治十四五年に調査した宇和島の漁業圖說ともいふべきもの、寫（小野博士藏）に採錄せられてゐる鰮網は、南宇和郡外海浦の網に就ての調査であり、少しく日振、玉津のものよりも大形でないかと思ふが、網の作りは等しいと信ぜられるので、その略圖を參考までに示す事にする。

此圖に見える如く大引は藁繩で作つたが、その他の部分は何れも麻苧を用ゐたので、上記の圖說によれば、身囊その他七尺切の部分は藝州廣島から購入し、他の部分は東宇和郡から購入したと記してゐる。日振島で聞く所に依れば麻網は凡そ明治三十年頃まで用ゐたので、此網は麻苧で買ひ求めず、網にすいたものを購入してゐたのである。此麻網は廣島縣吳市の附近阿賀町及び東宇和郡卯之町の傍の皆田から賣りに來た。高野作一氏談では、皆田には漁網商人が澤山に居た由で、かゝる網屋は五十石積位の帆船に網のみを積んで、二三月漁期前に各浦を廻つたといふ。堰本翁の咄の端では此網をも古風にソと呼んでゐたらしい。此麻網の質は廣島のものゝ方が良く之を網の重要部に用ゐた事は上記の如くである。古谷翁の談によれば、一年に此麻網を六七百圓位購入したといふ。

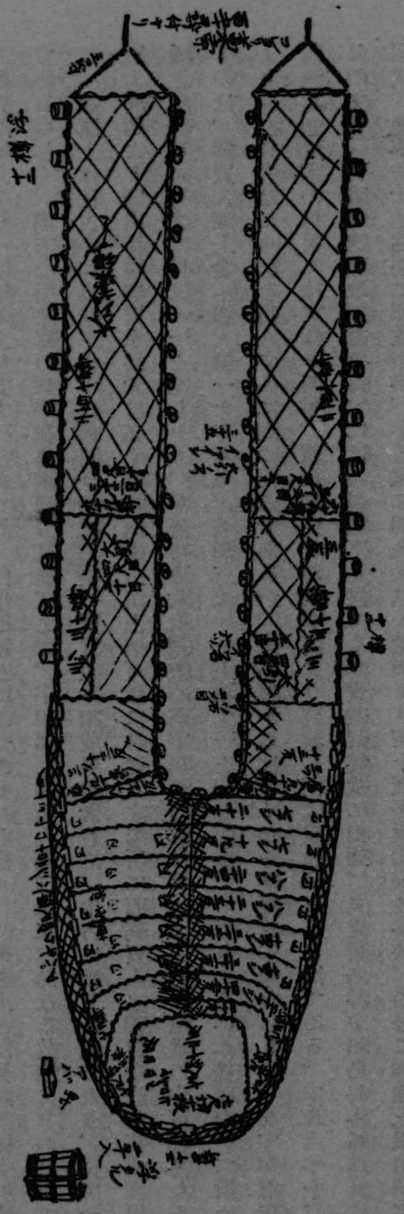

ふ。また前記圖說によれば明治十五年に網仕入代價廣島のが一尻即ち網三十反分で十五圓、東宇和郡仕入之分は九十圓、その外繩分二十五圓棕櫚網とアバ代四圓浮樽四圓、八十錢らを記してゐる。

麻を苧で求めず網で買ふ風は古くより存してゐたやうである。明治廿六年調、北宇和郡舊藩漁業制度調の目次によれば、延享四年に網切手に關する文書がある由で、之は「網賣買の際網問屋に口錢を出して檢査を求めしむ、仍て此網切手は其檢査濟の證書なる如し」であり、又同じ書の目次に寛政二年網切手を廢し、網問屋も廢し、「地方網賣買毎大小網一帖毎運上を要す」とある故、此年網運上とは網買入運上の事であるらしく、網方心得之寫の舊宇和島藩浦方役松江之深、宇和郡九島浦大網師清家信篤なる故老よりの聞書には「網運上は往古宇和島城下市中に網問合屋株と唱へ賣買魚許相成居候者有之、中古に到り絶家となり、從て一般大網師より願出新規網買求候者は必す如古例運上銀上納可致に付適宜之場所に而網買入之義自今許可相成度出願之處許可可有之に付云々」と記しをり、舊藩時漁政取調書の南宇和郡內海村調には「納稅漁業の許可を得たるものは、網買入運上金（鰤大網一ヶ年六匁、他網三匁）を上納す」と記しをる、つまりかういふ樣になつて所々より來た網賣船から網を購入するに到つたのであるが、廣島縣からは早くから網賣船が來たらしく、北宇和郡舊藩漁業制度調の目次には文政十四年、藝州無免許の網賣商より買取し網は沒收せらると出てゐる。安政六年十二月の文書（舊藩時漁政取調書收錄）には「網積下り候ても商賣差留候歟に相聞、夫故廣島幷宇和島共格別高値に罷成、漁事方仕込迷惑に罷成申候、不苦義に御座候はゝ他國より何十艘網賣船乘込候共、船毎に御運上銀相納高賣御免被成下置候はゝ、自然と下直に罷成浦手一統爲筋に相成申候、買方之義は一艘にても賣船餘計之分勝手宜敷御座候」と浦人は自由なる網の購入を願ひ出てゐるが、同じ頃の文書に（同上書に收錄）「他所より罷越候網賣船近來町奉行業手附にて運上銀取立賣事免許相渡候處、御吟味合有之、來酉年より以來他所より參候網船より運上取立之義相止、無運上にて勝手次第網商賣被差免候間、此旨承知之上網師中へ可被申聞候」とて、此時網賣船商賣勝手次第になつたものゝやうである。

さてかくの如く一反幾何で買ひ求めた麻網を網子達が縫ひ合せて一帖の漁網に仕上げたのである。網を染める染料はカッチ以前には椎皮を用ゐたので、之は宇和島の商人と日向から之のみを帆船に積んで賣りに來たものから買ひ求めた。椎皮一斤（薪木二十貫を一斤とし、椎皮も之に等し）の代價は明治初期からその中期頃二圓から二圓三十錢位であつた由で、一ヶ年間に網一帖に付五十斤位を必要としたといふ。

大引繩にする藁は、藁のまゝを網師が購入し、之を網子達に綯はせたのである。此繩は約三十尋を一房とし、一尋の綯ひ賃は三厘位であつたので、之は網子達の暇な時或は夜鍋の良い仕事であつたのであるが、明治二十四五年に監獄が囚人に繩を綯はせる事を始め、それ以來網子の之に據る收入は漸減し、遂に無くなつてしまつたといふ事である。

勿論是等漁具の仕込一切は網主の負擔であつたが、その漁具の仕上げ又はその修繕に付ての手間賃が、大引繩綯ひ以外に、網子に支拂はれてゐたかどうかを故老に聞き質さなかつた。然し之に就ては舊藩時漁政取調書が收錄する、吉田領の大島浦網方定之事（享保十二年七月廿六日文書）に「四步方（註網子の事）出し目或者藁大引繩其他從先規相定る四步方入用無手支樣可仕事」、同書採錄の吉田領內の網方讓り狀（文化三年三月文書）に「荒手分　三步方（註網子の事）より仕出。船一宇　七步方（註網師の事）より仕出。たがい不殘　三步方より可指出。たで草　右同斯。網藏　屋根替へ（手傳米之事、藁繩三步方より可指出也）」（註之は天和年中からの相極めであると文書に記してゐる）、同書收錄の御浦方より出した覺（天保十一年四月文書）に「一大染之節は柏木代幷大束シュロウ皮大引繩藁其余網付仕込之品は網主手元に而仕成可申事、尤素人手間の分は網子中より喰出立にして一宇相掛り可申事。一網船手船繕修理幷網取役干修理等一宇喰出立にて仕成可申事」、同書中の吉田領內の網方定改正之事（安政二年正月文書）に「網舟手舟たで修理網子中可致事尤たで草網子構也」等あるを見れば、平素の漁具一般の手入れ等は當然網子の爲すべき仕事として、之に對し特に手間賃等があつたとは思はれぬ樣である。（但し漁獲物分配の章、タイシの記事、雜用の記事參照）

一方藩の方ではかゝる漁業經營費に關し、貸下げ拂下げ等の保護を盛に爲してゐた樣であり、その資料は澤山に在るらしいが、旅手帖に記して來た二三を擧げれば、同藩勸業上制度慣行調には「網具修繕に要する麻苧及びアバ木に用ふる桐樹等を拂下げ或は漁船の製造に要する木材（楠類）を拂下げ若しくは下與へたり。文政三年建に網舟元木以來壹ヶ年拾六本迄を差下ぐべき旨を載す。文政四年漁網修繕の爲め裏に貸與せし銀十貫目自今二ケ年賦に取立つる旨を掲けたり」、北宇和郡漁業制度調の目次に據れば「寛政五年アバ木拂下けの事あり、文化十三年及び天保四年に網舟元木拂下げの事あり」、舊藩時漁政取調書の西宇和郡町見村調には「舊藩より元網に幾許、結出網に幾許。其他新網に幾許の金を拾ケ年或は十五ケ年賦拂に貸下られたり、又網船新調の節は官林を拂下げらるゝ制あり」、前記勸業上制度慣行調には「當座貸と稱ふるものあり、そは貸下け金を出願するものある時は、干鰯を以て抵當と爲し、吏員を遣てその俵數等を取調しめ、時價に見積り低利にて貸與するの例なり」の如くであつた。

又催合干加、催合銀といふ制度もあつたやうで、同じ勸業上制度調によれば「催合銀と唱へ從來網師中より銀十貫目、藩廳よりも亦同額合せて貳拾貫目を出し、以て蓄積し、尚且魚類鹽出の際は壹俵に付銀壹分づゝを漸次積立置の制を施せり、右催合銀は大網一帖に付銀貳貫目を限り低利にて貸下る事あり」とあり、この制度網方催合銀が寶曆四年に出來たといふ事が北宇和郡漁業制度調の目次にみえてをり、同書に寶曆八年には催合干加はその製造高の百分の二であつたと記してゐる。

尚同藩は「鰹大網に限り不漁の年藩廳より拜借金下渡の保護を與へたり。之に依り保護を受けたる事數度あり」（舊藩時漁政取調書の南宇和郡内海村調引用）、「漁業者中不幸を重ね、若しくは災厄に遭遇し、營業上困難の狀を呈せしものある時は、救護として御浦方役より當該者へは取合金を下附せらるゝの制あり」（同上書の南宇和郡伊方村調引用）「寶曆七年十二月頃年不漁にて海濱の村浦困難に付救助として銀子五拾貫目下渡方役人共より申出、拾ケ年賦納を以下け銀の儀を許可せり」等の如き保護を與へるの外に、大漁の時には「弘化二年五月令して

前年大漁に際し千俵以上を收穫せし網に酒若干を與へたり。當時網の總數六百有餘なりとか聞く、而して賞賜を得たるは五十六網なりしと」（勸業上制度調引用）「嘉永五年三月郡奉行の達文に、御領中浦々去歳は無類の大漁に候處網持共之内百貳拾帖分千鰹千俵餘の致漁事候趣相聞、畢竟網師共差配行屆網子の者共致出精候故之儀一段の事に候、依之右百貳拾帖分壹帖前へ銀札貳拾五匁づゝ御酒代被下候云々」（同上書引用）の如き褒美を與へた例は、此書以外にも散見し得る所である。

○漁船

此漁業に用ゐる漁船は網一帖に付き網舟二艘、手舟三艘であるといふ。

網舟はマアミ舟一艘サカアミ舟一艘でその形は全然等しい。その大きさは玉津村で聞く所によれば、肩巾九尺長八尋であつたといふ事で、日振島で見た舟も凡そ之に等しいものであつた。此舟は艫の戸立、横上に嚴しい飾りをつけ、水押にはサガリを下げた甚だ立派なもので、現在日振島に於ては巾着網の網船として使用せられをり、宇和島市に於て作られたといふ。同市の中川元吉といふ船大工は此舟の上手で、此人の作つた舟は幸が良い（漁を餘計する）と信ぜられてゐる。小野博士所藏の前記圖說の寫には「船の長さ八尋三尺胴張九尺四寸尾長さ五尋三尺五寸幅三尺二寸厚さ三寸五分松を用ふ。カヂキ三尺三寸杉上棚一尺五寸厚一寸八分、トダテの肩五尺二寸厚二寸松、船首長さ二丈五尺二寸幅一尺四寸厚五寸五分檜を用ゆ、下り長六尺五寸椋櫚皮なり、チリ幅五寸厚二寸ヨコガミ檜幅一尺四寸厚二寸、大立の胴付二尺八寸幅六寸五分厚一寸八分長八尺トコ松、ロドコ五本四寸に二寸五分角、船梁檜の木十一本、根朶木杉檜を用ふ、簀板杉厚一寸七坪深さ三尺三寸トモの持三尺五寸表の持二尺三寸、筒の長六尺五寸幅七寸厚四寸臺長四尋四尺幅五寸厚二寸五分、釘瓦落し一本の目方七十目下通平二十四匁上通同二十二匁、尚小釘カスガイを用ゆるなり」とあり、明治十五年此造船代價二六〇圓但し二艘分櫓十二丁代六十圓を附記してゐる。

此船の間は、日振島で聞く所を順に表より記せば、オモテ、アカマ、ドウノマ、ワキノマ、トモノマに分れて

ゐたと言ふが、前記の圖說にしるす所は、本間、表の間、アカノマ、イワノマ、ニノマ、アバノマ、トモノマに分れてゐる。

第三圖　漁舟の圖

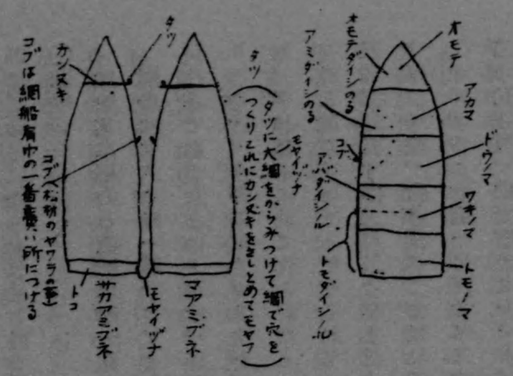

之に櫓が一艘に付き六梃たつ。日振島で聞く所を、艫より順に列記すれば、艫櫓、セガエ櫓、大脇櫓、小肘櫓、中櫓、ウチ櫓で、圖說の二艘分で櫓十二丁といふのも恐らく之に一致してゐるであらう。圖說によれば艫艪の長さ一丈八尺幅五寸八分四厘腕幅一尺長さ六尺三寸四厘、大脇艪長さ一丈六尺五寸幅五寸二分ウデ幅八寸長さ六尺二寸、小肘艪長さ一丈六尺幅四寸八分ウデ幅七寸長さ六尺二厘とある。

手船の數は圖說には二艘とあるが、玉津村では大手船中手船チヨクが各一艘づゝあり、日振島では大手船中手船マエカリ舟が一艘づゝあつたといふ。手船は何れも小形の漁舟であるが、その大きさに就ては詳しく質ねなかつた。

○乘組員とその役割

前記圖說では網舟の乘組廿名とある。玉津村では一網の網子數十六名であつたといふ。日振島では一網の乘組廿四名であつたといふ。乘組員數は土地に依り多少の相違があつたと思はれる。

日振島では網舟一艘の乘組八名、大手舟三名、中手舟三名、マエカリ舟二名で、此外に子供數名が乘船した。

網船一艘にはイワヲキ（網の沈子方を取扱ふ指揮者）、アバヲキ（網の浮子方を取扱ふ指揮者）が各一名づゝ乘組み、此外に艫押し（船頭）、セガイ押し、大脇押し、小肘押し、中櫓押し、ウチ櫓押し、各一人宛乘船する。大

手舟には大村君（註古記錄には村君と記してゐるが、漁者は普通ムラグミ、ムラムギ等と訛つて呼んでゐる）、大カヂコ、脇カヂコの三名、中手舟には村君一人、カヂコ二人、マエカリ舟には沖村君、ハムラグミが乘組む。

玉津村で聞く所によれば、村君をアミマワシとも稱し、網一條に付二人づゝ居た。此者が網の準備、乘組組織等を爲したといふが、日振島では大村君のみが網廻しであつたやうである。

かういふ網子の役割りは、正月二日乘り初めの式後に行はれる船祝の酒盛の座で、一番上席に坐つてゐる網廻しの指名により定められたが、此役割の下相談は前以て網師、網廻し、三村君の五名が爲してゐたといふ。尤も網舟乘組員の役割は凡そ年齡により定つてゐたのである。先づ男子は十五歲を迎へて前記した如く新乘りになると、中櫓押を勤め、それを終へて小肘押し、大脇押し、ウチ櫓押しの順に櫓の役をつとめ、之をすましてセガエ押しになり、次に艫押しになる。艫押しなる船頭役を終へるとアバヲキを勤め、終りにイワヲキになる。イワヲキは網舟の最古參で、此者とアバヲキ丈けは網船の櫓押しをせぬ。之は全く年順による役の推移で、凡そ同じ役を三年間勤め、先きに進む例になつてゐたが、村君は年齡によらず、氣の利いた腕のたつ者が、網師と網廻しの相談により選拔せられたといふ。村君は年が若くてもイワヲキよりは役が上であり、酒盛の際等には上席に坐るし、また漁獲物分配の配當なども違つてゐたやうである。

漁撈に際しては村君は何れも手舟に乘り、之を指揮するので、前記圖說の文を借りれば「手舟乘組三員內二名は艫を操り、一員は船首に居て魚を見る。之を村君と稱す。村君は網の將にして手に麾を採り網船を指揮す、其招く處縱橫進退手足の如くなり」といふ風であつた。併して漁撈の有樣は同じ書によれば「沖に鰯見ゆる時は一は呼（呼聲應々）一は竹貝を吹くなり、其組の人員之を聞く時は耕す者鍬を荷耨る者は鎌を收めて走り歸り、手每に玉を持て（玉はサデなり、木を曲て柄とす）船に乘、其迅速なる事云許りなし、網船出に及べば手船斥候して魚を見る、網船は網置場に臨みて靜に其時機を俟、魚アジロにかゝれば村君麾を振りて應と呼、網船の內其麾別るゝを見る時は二艘の船左右へ颯と別れて網を入るゝなり、其船左右へ開く事數丁にして、機を見て海岸へ艚付岸石へ索を掛而後、船岸

を距る事二三十間にして網を曳く。此時衆人の勢恰も軍陣の如し。魚手前へ來れば棒を海へ投入て追。手前は衆のみにて網なければなり、此棒をテン棒と呼、狩棒と云處もあり」とある如くである。此狩棒を目振島にてはツキツボと呼んでゐる。ツキツボは長四尺餘の樅子木形の樫の丸太棒で、この手元の細い部分に手綱四尋をつけ、この綱の端を子供が、前腹部の褌に縛りつけをき、ツキツボを海中に投げ込んでは曳き揚げる作業を繰り返す。ツキツボを投げ込むのはマエカリ舟の役目で、魚の脱走を防ぐ爲めに爲したのである。前驅舟一艘に付ツキツボ五梃、これが眞網、逆網の兩網船に一艘づゝついてゐたといふから、恐らく中手船も前狩りを爲したのでは無いかと思ふ。ツキツボを投げ込む役には網子の子供が當り、之に當つた子供達は僅かの魚を貰つたといふ。

二、漁獲高の配分

代分け

網師網子の代分けは文書によれば吉田藩に於ては網師七歩網子三歩の例も存したやうであるが（舊藩時漁獲取調書の文化三年網方定改正之事參照）、大部分は網師六分網子四分であつたので、同じ書によればすでに享保十二年七月廿六日の大島浦網定之事には六歩方とは網師、四歩方とは網子を意味してをり、此書の中には「一年申干鰯仕立申節濱にて四歩六歩に引分受取可申事、其時時々申間雜用入目銀者差引取可申事」等も記されてゐる。又同書の天保三年八月廿二日、御浦方役人が漁夫を召寄讀聞被仰渡とある文書の寫

には「漁事之時分網子へ分魚浦々區々趣相聞候其時々一宇濱揚四歩六歩に分に可取計事」とあり、是丈けをみれば浦々に於ては當時代分けが區々であつたやうにおもはれるが、「漁事之節魚歩分之儀は一宇汕上にして左之通取計可申事　六歩網師　四歩網子」（同書天保十一年四月御浦方覺）の類の記事は少なからず見受けられるので、或はこの代分け制は天保三年の前記改革の頃から一般に定つたものかも知れぬが、此地方に於ては德川末期には殆ど六歩四歩が通則であつたと推察せられるのである。然して藩は代分け及びもつと細かい漁夫の特別手當に付いても、いろ〳〵と統制を加へたらしく思はれるので、宇和島吉田兩藩漁業に關する舊記の概要には「鰛網曳揚の魚類分け方を定め、漫に他に散亂せざらしむ」と記してゐる　玉津村、目振島共に此四歩六制を採つてゐた、即ち漁業の雜用を一切差引いた漁獲金高を十に割り、その六を網師がとり、四歩を網子がとつたのである。目振島では此四歩の配當を四歩のアタリ若しくば四歩の割戻りと呼んでゐた。此配當は村君、平船夫の差別なく、全く平等に頭割りに分配されたのである。尤も前記の雇人は此分配に與らぬ。また昔は網子が病氣その他の都合により出漁出來ぬ日があつても、日振島では此配當を貰ふ事が出來た。但し一ケ年の漁期中、三十三回以上休めば半アタリと云ひ、一人前の配當の半分しか貰へぬ習慣になつてゐたといふ。かゝる寢代銀に等しいものは玉津村にも存した由で、此地では出漁せぬ網子は三歩銀と云ひ、一代の三分一を貰ふにとゞまつてゐたと云ふ。然し現在の漁業に於ては兩地共にかゝる寢代の習は全然無くなつてゐるといふ事である。

雜用

代分けは一樣でかくの如く簡明であるが、複雜なのはそれ以外の雜用と一口に呼ばれたものである。宇和島吉田兩藩の諸魚五分一なる運上は、勿論古谷翁が云はれる如く雜用にはかゝらず、之を差引いた高即ち代分けに分る漁獲高にのみ懸つたので、引高なる漁獲物の五分の一を稅として納めねばならぬ割合にあつたわけであるが、漁者は此運上も雜用の一部として差引いて、あとの殘りを代分けしてゐたともいふ。

製網、造船費等は漁網漁船の條に記した如く、之は網師の負擔であり、網師網子の共同出費となるべき雜用の

中には無論算入せられてゐなかつたと解せられる。この雜用として日振島に於て數へ擧げられたものは、飲食費、諸初尾（ショバツア）、濱年貢、漁業稅、網染の燃料（之には松を用ゐた故に、此薪木は購入した）、菜の魚その他代分け以外の配當である。飲食費、燃料、諸初穗の雜用が網師網子の兩方に掛つてゐた事を示す資料は、天保十一年の覺（舊藩時漁政取調書）で「一漁事祈禱入用幷焚寄松代、時々網子へ爲給候神酒、或は飯米其外網方要に付所々へ出役之節入用等、四步六步割合六步網仕（註網師の事）四步網子相辨可申事」と記されてゐる。

諸初穗とは船を下した漁期の始め及び不漁の際等に、氏神の神職に祈禱をして貰ふ場合あり、その時禮金として差出すものを云ふ。また宇和島市の和靈神社の祭日その他他市町村の神社に祈禱を賴む時に若干の包金をする。また土佐幡多郡島川の龍王樣には是非年に一回は參詣するので、かゝる時神社に獻金するのが諸初穗である。之が網一帖に付一ヶ年現在三四十圓位になるであらう。

濱年貢とは網干に使用する濱の借地料で、一年一網に付之が四十圓位であつたと云ふ。現在では六十圓から百圓位まで出してゐる由、此地方は地曳を行はず主として船曳を爲してゐたのであるから、何れの地も濱は廣くは無いであらうと想像するが、別して日振島は土地狹く、網を干す程の濱は何れも私有地になつてゐる爲め、かくの如き資料を出してゐる。かういふ例は稀では無いかと思ふ。網方心得之寫によれば年號不明のものではあるが「網干場之義浦々寄勝手ヶ間敷仕業も有之歟に相聞不相當之事に候何れ之網も成立候樣一統可相心得事」といふ記事がみえてゐる。

尙漁業稅の事は運上の條に別記したい。

○菜魚

菜魚　雜用に數へられる配當の內、サイ又はサイノウヲと稱せられるものは、文化三年三月の網方讓狀（前出引用文事）によれば「一菜魚　時見合」とあり、伊方浦漁夫惣代渡邊金藏所持文書寫（前出引用文書）には「菜魚望候は丶汕揚置候手船之魚時々菜魚に遣可申」、寬政七年五月吉田藩內の網方掟（前記漁政取調書引用）には

「前々より菜魚と名付網子共に遣來候由前格之通配分可申候乍然猥成義無之樣網子頭取之者より請差圖配分可申事」とて、藩よりかゝる分配についても達を出したらしいが、その配當の割合は定つてはゐなかつたものと思はれる。所が天保十一年四月の覺（同上引用）には「一菜魚之義は引立二十桶以上有之時は二桶、網子一桶網仕（註網師の事）二桶、一同十桶より二十桶迄は壹桶、網子五合網仕五合。附り六十桶以上相應溜り候節は中魚（註北宇和郡漁業制度調によれば中魚とは網輔網子打混したる總ての魚とあり）に應じ時に見計を以て二桶三桶も余方ニ網子へ遣可申事」右魚は網子手元へ買取代物差遣可申事」と出てをり、之に似た文書が網方心得之寫にもみえてゐる。即ち「一菜魚之義は引立貳拾桶以上は何程有之候共、壹桶網師、貳桶網子附り六十桶以上相應に溜り候時ハ中魚に應じ時に見斗ひを以て貳桶三桶余方に網子へ遣可申事尤も大魚ハ網師手元買取大物遣可申事」とある。即ち菜の魚の割合も天保の頃には定つてゐたものらしい。日振島では菜の魚は生魚で分けたので、その割合は水揚百桶（一桶三斗三升入であつた之をハカリ桶と云つた）につき五桶であり之を網師と網子とが半分けにしたといふ。玉津では水揚の一割を菜として取り、之を十六人の網子に平等に頭割に分配したといふ事である。

○骨折

菜の外に骨折と呼ばれる配當もあつた。寬政七年五月の吉田藩內の網方掟（前出引用文書）には「網子之內たいしと名付又玉取と名付候而網船繫修理致候之者、漁事之節魚すくひ候者抔へ爲骨折と引立水魚少々つゝ前々より遣來候由聞屆候間、前格之通村君見合を以可遣之事」と出てゐる。たいし玉取りの事は享保十二年七月廿六日大島浦網定之事（前出引用文書）に「一たいし玉取賃御定ハ桶入にて受取可申事」と記されをり、北宇和郡舊藩漁業制度調の語彙註釋の條には「タイシ網子中の當直のもの　享保十二年」「番の魚　たいしに遣ス魚　文化三年」とある。前記網方讓り狀には「一番魚　時見合、一玉取　供六人廻り　但壹人つゝ、尤手船より壹人出之右廻り當番之者には村君より見合にてはね折可遣」、前記安政二年正月吉田藩の網方定法改正之事には「一ぬれ魚小廻たま取として高引に殘高壹貫目に三拾目つゝ可相渡事　但拾匁　ぬれ魚　拾匁　小廻　拾匁たま取」前記網方

譲状に「一小廻　壹人つゝ、但壹桶遣之時見合」等みえるが、故老は之について次の如く語つた。

古谷翁談によれば日振島に於ては對子（タイシ）とは網子の當番役の名であり、又此當番がもらふ特別配當即ち文書にみえる番魚の事でもあつた。此たいしなる當番は村組網廻しらを除く十九人の平舸子に一週間或は十日目毎位に廻つてくる役であつた、對子は一網組中、トモダイシ、アバダイシ、アカマダイシ、オモテダイシの四組に分れ、此一組の人員四、五名であつた。番は此組に廻つて來たので、番に當つた組はその時の漁獲高の約百分一を番魚としてもらつた。對子の各組には名がついてゐるが、その爲す役は何れも同じで、役に當つた舸子は船の艙取りを爲し又風强い折には船を繫ぐ役に當る、一組五日間づゝ此役に當り、番の魚は此組中へ平等に分配したといふ。また堀本仙藏翁の咄では、鰯揚げの時に網子が當番で庄屋の籠に鰯を揚げた。三斗桶に二十五杯の鰯をあげるのを一人前の役としてゐた故、魚五十杯の漁獲あれば、此役に二人出るといふ事になつてゐた。また鰯が二十五杯丈け捕れず、それよりも漁獲少ない際には此役に出てもタイシと呼ぶ骨折をもらふ事は出來ぬ。タイシなれば二十五杯で三斗桶に六合の鰯を鰯あげとして貰ひ、二十五杯以下の際には三斗桶に三合の鰯をもらつたと云ふ。恐らく堀本老の話は玉取りに關するものであらうと思ふ。

此外古谷翁はネヅナと呼ぶ手當もあつたと言ふ。ネヅナは平舸子に與へられるものではなく、網廻し村君アバヲキイヲヲキ艫押しの役目を持つてゐる網子に與へられたもので、水揚の百分一を之に充てたといふ。天保十一年四月の覺（前記引用文書）に「一村君之者へハ四步割合之外、五十桶引候時一人ニ付二合五勺宛百桶引候時ハ一人ニ付五合宛、其余多分とも右割合にして遣可申事」とあるのはネヅナに類するものであらうか。堀本翁は水揚高の三分を骨折として網子に分けた、骨折は賞與で、この分配には差別あり、大村組八人前位、村組三人各一人が三人前位、大カヂコ、トモオシも三人前位、平舸子二人前宛位の割合で分けたといふのは、ネヅナと同じ配當であつたのではないかと思ふが、寛政七年五月吉田藩内の網方掟（前引用文書）に「引立諸魚貳步通者網子之者共へ配分可申（中略）右貳步魚之外前々より菜魚と名付云々」の貳步魚に似たものかもしれぬ。

○　貰魚

此外宇和島漁業の圖說（前引用）には「鰛網置時は魚貰舟須叟にして雲の如く集り、その網曳を助け而后、魚を貰歸、これ又風習なり、この魚貰の助勢肝要なる處あり、鰯地方へ寄事多ければ網置事稍緩網使屢ばなれば網曳する者大に疲勞して曳に勝へず此時右の魚貰多き時ハ助多き故網を曳揚る事最速かにして獲多し」と記しゐる。網方心得之寫中天保三年八月二十二日の達書にハ「一漁事之時分魚貰之者數多有之趣相聞不〆之事に候以來其網付之外無用之事に候右者猥場にて手傳等致候者へ村君了簡次第之事」同書向灘浦大網師田中新平所持文書年號不明には「貰魚之義余方に不散樣太段網付網子家族之外は一切遣申間數乍去手傳等致候者へは村君了簡次第之事」と記してゐるのを見れば、貰魚は臨時雇の配當とも思へるが、日振島ではヤトヒド十五人には水揚の百分七位を與へたと古谷翁は云ふ。然して日振村誌には「今に大網の引あげにはモラヒドと稱し人々漁舟に寄り集り、抄手網を出して澤山の魚を乞ふ習慣あり、漁獲少き時には貰人の方却て多くの魚を得る事等珍しからず」と記してゐるので、之は或は各地の地曳網等に見られる菜引の習慣に類したものかと思ふ。

○自家用肥料

かくの如くして得た鰛を網子は如何に處分したかと云ふと、玉津村では少量を食料とし大部分を煮て自家の肥料と爲したといふ事であるが、藷の目は之をも逃さなかつたらしい。前記した漁業に關する舊記の概要によれば「鰛網曳子の步取り魚は干加に製するを得ず、自家用の肥料は他に賣却せしめざるが爲めに、土灰を交へて之を製せしめ、灰掻と名く」「鰛自家食料給魚を云　の外は少々たりとも庄屋網師手元へ買集せしめ、網曳子等に於ては干加を製するを得す」「貰魚等は庄屋又は網師手元へ買戻し干加を製せしめ、漁師共直賣又は品替等を爲すを禁ず」等の物凄さを示してゐるが、然しまた一方には網子に前記の如く灰掻を製せしめ、又前引用田中新平所持文書には「一肥魚之義は紛敷無之樣都而腐しに仕成可申事」渡邊金藏所持文書には「網子四步當り分之內水鰛とて自分肥しに相望ミ候はゝ內渡に魚相渡可申」等記しをり、漁業に關する舊記の概要には「自家肥料用の外鰛を腐らし

賣却するものは自今五歩銀を上納せしむ」等あるを見れば、自家用肥料を特に奬勵しなかつたとしても、恐らく之を妨げるやうな事なく、藩は沿海村落の肥料自給を決して忘れはしなかつたであらうと想像する。さうして當時最大の肥料と目せられた干鰯を生産する漁業の繁榮と相俟つて、農業の興隆をも圖つたのではないかと思ふのである。

二、五分一運上と献上鰯

前記した如く網子に分配した魚は、給魚自家用肥料を除くの外は、庄屋又は網師の手元に買戻し干加に製造したと思はれ、尙且つ藩は網師自身に干鰯を製せしめて、猥りに生鰯を商人に賣らしめなかつたもの、如く思はれる。前記の漁業に關する舊記の概要には「引立之諸魚干鰯者不及云、鹽物干物等迄も賣拂可申候、尤何に不限賣出候砌は、庄屋へ相屆聞屆之上賣立之牒面に庄屋令印形之事」とあり、網師が商人に生鰯を賣るのは大漁若しくは悪天候にて始末に困る様な特別の場合に限られてゐたものらしく思はれる。日振島では清家で捕つた魚は殆ど全部を同家で干鰯にした、鰯を濱へ直干（ヂキボシ）にし、簀の上などには上げなかつたので、之を濱干と稱してゐた。その製造人夫は清家が佐多から雇つてをり、かゝる佐多人が各部落に十人位宛居たと古谷翁は云ふ。堀本老の談によれば今は煎子とし食料品に製するものが多いが、昔は殆ど干鰯にばかり作つてゐたものであるといふ。とにかく鰯の大部分を干鰯にし、この散佚を防ぐ爲めに、其製造及び販賣者の數を、藩は相當に制限してゐたものと思はれる。漁業に關する舊記の概要には「五歩一運上徴收の爲め領内にて漁獲せし魚類の輸出に關しては、最も之が取締を嚴にし、尙乾鰯製造及魚類賣買等荷も御運上銀に影響を及すべきものは併てその取締を嚴にす」と記してゐる。さうして漁業税の主なるものは此干鰯俵五分一であつたと思ふ。

漁業運上に就ては前記した如く諸魚五分一以前に於ては、網代銀に依つたものと思はれるが、よくは判らぬ。北宇和郡漁業制度調の目次によれば「寛永七年八月、漁具に税金を賦課する事」とあり、かくの如き取立が當時行はれてゐたものであらう。前記漁業に關する舊記の概要には「漁業者に係る運上銀賦課徴收の方法及沿革等に付ては目下其詳細なる事實を知る能はずと雖も、諸魚五歩一運上（寛永五年より始る）徴收の方法を立つるの以前に在ては、或は漁具に賦課し或は網代に課したるもの、如し」とて、次記に資料に據り之を説明してゐる。なほ同書には「諸魚五歩一運上は寛永四年之が徴收法を創制せられたるものにして、先づ一切の魚類に就て各其價格を一定し漁獲高若しくは製造高に應じ其五歩一を徴收す」と記してゐるが、舊藩勸業上制度調には「元祿二年二月鯊鰯（カキバと稱せる鹽鰯なり）に五歩一運上を課せり」とあり、寛永以前にも一部の物には最早五歩一が賦課せられてゐたものと思はれる。

さて上記には寛永四年五歩一税制確立と共に諸魚の値段を一定したとあるが、日振村誌にも「諸魚御定値段は寛永四年の定なりしも嘉永五年に至り改定ありし値段なり」と記してゐる。然し此御定値段は嘉永にのみ改められたものではないらしい。北宇和郡漁業制度調の目次には寛保年中及び元治二年に諸魚値段定めの事あると示し、漁業に關する舊記の概要にも同樣「寛保年中以來諸魚定價異同せさりし處、爾後阪府等の實價昂騰に付、元治二年定價格を改定し、五歩一運上を增納せしむ」と記してゐる。此御定値段とはどんなものであつたか、之を最も詳記してゐたのは日振村誌であつたので、之を左に示す事にする。

諸魚御定値段は寛永四年の定めなりしものを嘉永五年に至り改定ありし値段なり。その種類は水産實用動物の全般にわたりて頗る詳細を極む恐らくは當時幕府に制定せられしものを諸藩に適用せしものには非るか。左の表は唯その大要なり

諸魚御定値段

魚名	喉數	直段	備考
いとより	拾	銀四分	但九寸以下は百喉に付き二匁
いさぎ	拾	同二分	
たちいか	大拾盃	同二匁	
同	小拾盃	同五分	
こぶいか	拾盃	同一匁	
いりなまこ	百六十目一斤	同五分五厘	
鰻	大一つ	同六匁	
同	中一つ	同四匁五分	
同	小一つ	同二匁	
同身切	十貫	同四匁	
飯	拾	同一匁二分	
はげの魚	百	同二匁	
ばけら	百	同一匁五分	
鱧	拾	同一匁五分	
鮫ノ子腸	六十丁	同二匁	但小は一匁に付拾丁
鰻油 其他魚油	一升	同六分	
小鰻四切節	拾丁	同二匁五分	
へ	大一	同三匁	

同	小一	同五分	
ほご	百	同二匁	
ぼら	大拾	同一匁三分	但一尺一寸以上
同	中拾	同一匁三分	但一尺より八寸迄
同	小百	同二匁	但七寸以上
とこぶし	百盃	同一匁六分	
とんごろ干魚	八桶一俵	同二分	
飛の魚	百	同二匁	但ちぬ子は百に付二匁
ちぬ鯛	拾	同八匁	
鰹節	百節	同三匁	
鰻節	百節	同三匁	
鮪節	百節	同三匁	
かながしら	大拾	同二匁	
同	小百	同七分	
かれい	大一	同五分	但二尺以上
同	中一	同二分	但一尺より二尺迄
同	小一	同一分五厘	但一尺以下
かねたゝき	一	同二匁	
鹽鰹	拾	同二匁	
鰹節作りくづ	十一〆一俵	同三匁	

たなご	百	同五分
太刀魚	大百	同一匁三分
同	小百	同七分
大鯛	拾	同五匁
中鯛	拾	同一匁八分
小鯛	百	同二匁
生まこ	百	同一匁
鹽鯨	二〆三百匁入一俵	同六分
乾鯨	一〆目八百匁入一俵	同一俵同一匁二分
鯨	拾	同四分
赤身鯨	一〆	同五分
黒魚	百	同二匁
熊曳	大拾	同二匁五分
同	小拾	同一匁三分
いわし	一斗五升入一桶	同一匁
やがら	一	同二分
鱒	大一	同二匁
同	中一	同一匁
同	小一	同三分
同	大拾	同三分
鱶		

但二尺三寸以上
但二尺三寸以下
但一尺一寸以上
但六寸より一尺迄

但一尺七寸
但二尺以上
但二尺以下
但一尺以下
但三尺より六尺迄

同	小拾	同一匁五分
白方頭魚	壹	同三分
赤同	拾	同一匁
海鼠腸	一升	同三分
海鮎	百	同二匁
鮑鹽干	一升	同五分
同	小拾	同一匁
あんこう	大一	同二分
鮑	拾	同一匁
小鯵	百	同五分
中鯵	百	同一匁
大鯵	百	同二分
さごし	拾	同一匁
あなご	一	同二匁
あかえひ	一	同一匁七分
小鯖	百	同一分
中鯖	百	同二分
大鯖	百	同一匁二分五厘
さより	百	同一匁五分
さえ	百	同六分
小鯖	百	同四分
乾鯖子		同九分
		同四分

但三尺以下

鯖子丸掻	一石	同二分五厘	
目近	大拾	同五分	
同	中拾	同三分五厘	
同	小拾	同二分	
ほうたれめさし	一貫目	同四分	
めばる	百	同七分	
鮪	大一	同六匁	
同	中一	同四匁五分	
同	小一	同二匁	
しまあぢ	大拾	同一匁	但七寸以上
同	中拾	同四分	但七寸より五寸迄
えそ	大百	同一匁三分	但七寸以上
同	小百	同七分	但七寸以下
伊勢蝦	拾	同五分	
車蝦	百	同二匁	
鱚	大一	同一匁二分	但二尺以上
同	小一	同八分	但一尺以上二尺迄
鯣	十斤	同三匁五分	
ひいらけほしか	八桶入一俵	同一匁六分	
鰯切込	一斤	同二分	

鰯	一升	同四分	
鰯油かす	一俵	同四匁	
大掻鰯	一石	同九匁	但一千六百喉
中掻鰯	一石	同五匁四分	
地干魚	一俵	同十匁	

油

かゝる詳細なる定が如何に實用せられたかは不明であるが、之が五歩一運上に關聯してゐた事は、前記の漁業に關する舊記の概要を引用した記事の如くであつたのであらう。然し運上は漁獲高若しくは製造高の五分の一を取るにあり、價格に據るよりも寧ろ比率によつたものと思はれるので、何故にこの様な細い價格を定めねばならなかつたか、疑ふ餘地あり、しかも定められた諸魚の中には伊豫の海で捕れたとも思はれぬ鱚の大小を區別した値段も入つてゐるので、日振村誌が記す「當時幕府の制定せしものを諸藩に適用せしものには非るか」とも思はれるのである。

さて諸魚五歩一は此藩の甚だ重要な税であつたやうである。安政六年十二月の口上覺に「諸魚五分一銀の義は御物成に差繼候御收納物に付、前々御締り合之儀被仰出、去ル申年分より中興に引合ては五分一銀も相增候得共、未御締合相立と申程にも無之云々」と記してゐる、又年號不明の網方心得之寫中の文書には「諸魚積出運上銀之儀は御物成同樣にて浦手御收納第一之事に付、積出之節は前々申聞置候掟之通、嚴重に可相改筈之處、拔荷候者數々有之不屆至極之事に候」と記してゐる。此諸魚積出運上銀は前記漁業に關する舊記の概要に「千加類積出の際には荷主より五歩一銀を上納すべき定なり」とあれば、五歩一銀運上に外ならぬものであらう。

鰛の運上は網方心得之寫の前記した故老よりの聞書によれば「宇和島吉田兩藩浦五歩一銀收納之定規は各大網共に漁獲之高に應じ五歩の一を上納と定む。尤も鰯は煮取（註メ粕の事高野作一氏談）或は濱干等をいふ。假令は百

俵に付貳拾俵の割合なり。附り伊方浦九町浦向灘浦等之舊記に依る時は生魚にも五歩一上納之事ありと雖も、藩政には全く無之事と云ふ」とある。即ち主として製造した鰯に課せられたので、勸業上制度償行調には「享保六年九月大盛鰯中盛鰯指干加（目刺鰯刺の類）鯖子ゼンコ（鯵子）キビナゴ干加は五分一銀古來通にして新銀上納申閙」と記されてゐる。漁業に關する舊記の概要には「一諸魚引揚の高は各網主より其郡度庄屋へ申出、庄屋よりは毎月初旬屆出てしむ。此際に於ては總て干鰯を見積るの例にして即ち鰯幾俵と記載せしめたりと云ふ。一五分一運上と稱へ（例へば干鰯一俵代銀十匁とする時は即ち銀二匁の割合なり）干鰯を始め凡ての魚類移出の際は豫め庄屋横目にて檢査の上其徴收を爲し、然る後出願せしめ老職並に郡奉行之を許可するを例とせり」と記しあり、魚類移出出願と相俟つて此運上を徴收したものと思はれるので、從つて藩は鰯の販賣に就ても種々なる統制を加へざるを得なかつたものゝやうである。

仍つて藩は文化十四年八月の達（勸業上制度慣行調引用）にみえる如く「浦方役面々度々回浦之上御作法向は勿論万端心得方申聞候樣可被申付。且此度鰯方增人等被相渡候間漁不漁に不拘、平日回浦被申付積出致へ不及申諸事見聞致し、網々引上等吟味に相亘り置、追て積出之俵數に引合候樣被申付、是亦出舟申付候節は不時に改等の儀も無手抜被申付、万端浦手御作法向廉直に相行はれ候樣可執斗旨申渡す」なる絶えざる吟味を爲したのであらう。又寛政七年五月吉田藩の網方定之事（前記漁政取調書）には「一諸魚引立之牒面庄屋幷十左衞門召連にて正月より四月まで、五月より八月まで、九月より十二月まで、年中三度づゝ御浦下代中へ指出可申候。尤廉々に庄屋可爲員數判事。一諸魚賣出代銀是又牒面と一所可差出候、自然限月積出無之分も候はゝ、其譯右牒面之奥に記指出可申事」とあり、漁獲高賣高の牒面をも出さしめてゐたやうである。然して前記漁業に關する舊記の概要によれば「横目役なるものあり、即ち目付役にして專ら五歩一運上に關する取締を爲す。各村に船宿（今の船問屋也）若干を置き、都て漁獲物輸出入に關し横目役に隷屬し、五歩一運上に係る取締方に注意す。魚類輸出入に關する取締役の內横目の如きは任命の際起證文を差出さしむ」とあり、横目の起請文については正徳六年二月の

網方掟に「一諸魚引立五分一並魚之大小寸尺、庄屋横目誓紙之上相改と雖も彌以入念可申事」とみえてゐる。

五分一運上の外に御用鰯と云ひ、幕府への献上鰯を納めたといふ。前記の漁業に關する舊記概要によれば「本藩より幕府へ献上せし鹽鰯は毎年陰暦七月初旬より八月初旬迄に漁獲せしものゝ中より、其原料を撰擇し鹽製するを例とす。而して之が調達方に付きては藩廳に於て頗る意を注き、特に鰯方役なるものを置き、捕魚季節中沿海村浦を巡回して調製方を督責し、毎年凡そ二十六石を製造す。又其調製せし村浦へは若干の金員藩より下附せしと雖も、到底原料の代價及び製造費を充たさるを以て、之が不足等は足し目割と唱へ、藩內一般の鰯地引網營業者より取立て補充するが故に、殆ど當業者藩主に貢納したるが如き姿となれり」と記すものにより、御用鰯の大體は判る。尙足し目割に就ては北宇和郡舊藩漁業制度調の目次に「寛延元年御用鰯、足目銀の事」と出てをり其註として「献上鰯を差出さる所より上納す。其價格は入札により究る」と記されてゐる。尙享保十二年の前引用文書大島浦網方定之事には「御用鰯之節鹽用意者中間に而成共四歩方にて成共、一手之鹽相調面々取合之鹽調申間敷事」とあれば、其調製は上記の如く吟味せられてゐたであらう。

三、漁獲物の移出と販賣

魚類移出は税制と甚深な關係があつたから、藩がその取締を嚴にしてゐた事は前章にも記したが、取締に就て古調査の記す所を擧げれば、舊藩漁業に關する舊記の概要によれば「魚類積出の節は浦奉行（寛永の頃特に此奉行ありしも後年之を廢し、郡奉行に於て處理す）に出願鑑札を受けるを要」したので「此際下附する鑑札へは老中裏判をなせしを安政三年に至りて之を廢」したと云ふ事である。又同書に「諸魚積出の節地干加拾俵迄は臨時仕出（積出手續の簡易なるもの）にて差支へなかりしを、以來五歩一銀は百迄の品を臨時仕出とし、其以上は本積出と定む」「領內他村浦へ干加類積出の節は五十俵以上には積出札の下附を乞ふ。四十九俵以下は臨時越に取計を許す」とあり、積出荷の多少に依り許可手續に差違があつたものとみえる。

船による積出荷物の改は佐田及び日振島の番所に於て爲してゐたが「之を廢し所改と爲したる後、兎角積出吟味方不行屆に付再三之を嚴達し、尙不時に係り役を巡遣し船中を檢査せしむる」（漁業に關する舊記の概要引用）方法を採つてゐたものゝやうである。また「領外へ魚類を陸行運搬するものを步行越と名く、伊方越（西宇和郡）東多田（東宇和郡）野田（西宇和郡）の三番所に於て之を檢査」（同上書引用）したので、吉田藩の元和二年十月御浦方横目起請文前書寫（漁政取調書收錄）には「附り步越之儀御番所之外脇道等仕間敷事」と記してゐる。然して正德六年二月網方掟之事には「一地旅商人他領へ存越候諸魚步行越之儀は、前々之通札頭方より何魚何程何村誰越候間、切手相添、東多田野田磯崎其他御境內御番所に納させ、步一銀は時々札頭方へ請取置算用無滯可仕出候、尤右之切手月々御番所より御郡所へ納候事」とあり、番所の之に關した仕事は凡そ推知し得ると思ふ。

かゝる取締上の故もあつたか、鰯桶なども定められてゐたやうで、漁業に關する舊記の概要には文化八年に「千加斗桶の容量區々なるを以て一定せしめ、燒印を捺して之を下附す」と記してゐる。日振島で聞く所によれば生鰯をはかるハカリ桶は昔は三斗三升に定つてゐたといふ。網方心得之寫の前記故老よりの聞書には「一桶八盃入を以て一俵と定む。一桶之盃入高各浦々之舊慣法

壹桶に付入高	三斗入	城下組之定め	
同	一斗六升入	各浦々之定め	
同	二斗入	舊吉田領多か用	
同	二斗六升入	同斷	

の規定がみえてゐる。

かくの如くして舊藩の頃は魚類の移出を爲してゐたが、明治に至り積出取締は凡そ解かれ「一諸魚積出之節者願出許可を受來候處、以來願に不及、所庄屋役人之改を受定之運上差出候はゝ出帆勝手次第に申付候事」「一諸魚積出願以來相廢し庄屋役人より改方運上取立共申付候間、一ヶ月分つゝ取束翌月上旬可相納事」（前記網方心得之

寫、宇和島縣達引用）となつた。

然し製造販賣が俄かに網師の手を離れるわけは無論なかつたので、古谷翁の談によれば、日振島では前記した清家が天神丸と呼ぶ二三百石積の船を二艘持ち、之に主として干鰯を積み（干鰯は一俵十六貫に包裝した）、一年に三四回づゝ兵庫へ出掛けたと云ふ事である。堀本老の咄では三津濱、尾道、大阪へも干鰯を賣り出してゐたといふ。さうして歸りには米鹽を積んで來た。玉津村に於ては池田といふ土地の豪家が大明神丸、小明神丸と云ふ二艘のイサバを持つてをり、主として干鰯を運搬したといふ。

清家の天神丸は明治廿年頃まで活躍した。此島にはもと此船の外に運搬船はなかつたのであるが、問屋と呼ばれるものが各部落內に一軒宛在つたと言ふ。此問屋は他所の商人を招き、商人と漁者との間を單にとり持つ丈けのものであつたといふから、船宿であつたと推察せられ、運上の章に記した「各村に船宿（今の船問屋也）若干を置き、都て漁獲物輸出入に關し橫目役に隷屬し、五步一運上に係る取締方を注意す」（漁業に關する舊記概要引用）とある船問屋を前身としたものであらう。此地に於ては小漁師が烏賊釣りを爲し、各家で之を鰯に作つて賣つてゐたが、この鰯は問屋の仲介に依り佐賀關から二三十石積のイサバが來て買つて行つた。（現在は宇和島の商人が買ふ）。イサバは先づ來ると土地の釣り子達を集めて、鰯一斤の値段を協議の上で定め、何月何日に鰯を此地に買ひに來るからと約束して歸る。此豫め定める値段をネタツと云ひ、問屋はネタツの百分の六か七を口錢として取つたので之は現在に於ても略同樣であると云ふ。かくして約束の日にイサバが來、ネタツで鰯を買つて行つた。問屋がかくの如く取扱ふものは干鰯、鰯、海草類、その他水產製品の一切であつたが、清家のものは取扱はなかつたといふ事で、從つて鰯製造品は百姓網のもののみを取扱つてゐたと云ふ事である。

問屋と呼ばれるもの以外に、シヨウヌシ（又はシヨウノシ）と稱せられる生魚專門の仲買も各部落に一軒づゝあつた。現在は生ボートを持つてゐるものもあるらしいが、以前は必ず生簀（イケス）（籠製）を持つてをり、之に伊勢蝦

鯛、ハマチ、イサギの類を生かしてゐた。さうして之を他所（主として廣島縣の音戸）から商人を呼びよせて賣つたので、かゝる生魚買ひの舟をイケフネと呼んでゐた。

此地では毎月朔日から十五日までを上の一潮と云ひ、十六日から月末までを下の一潮と呼んでゐる。シヨウヌシは漁師を集めてこの一潮間の魚の買値を定めたので、大抵は月の五日と廿日頃に鯛蝦等十貫目の値を極め、之を漁師から買つてイケ舟に賣つてゐた。シヨウヌシで網師たる者も亦無かつた。明治になつて此者もイサバ舟を持つ様になつたといふ。問屋及び生魚師は釣り子に前貸金十圓位までのものを貸してゐたといふ。

さて前記漁業に關する舊記概要によると「生魚主と唱ふるものあり。即ち活魚の問屋にして魚類の賣買上及領外漁民に對する取締方に干與す」とある。また北宇和郡舊藩漁業制度調の目次には「生魚主　生魚主株なるもの あり（天保七年）。活し魚の問屋なり。生魚主上納　申札下札（元治二年）」と記してをり、此者にも株の存した事を知る。天保三年八月廿三日文書（前記漁政取調書引用）には「一浦々生魚主是迄所方差支無之候得者、勝手に致來候處、此度吟味合有之右之通株銀相定候間致可願出事、生魚主株　上四拾目、中三拾目、下二拾目」と記されをり、生魚主株銀は天保改革に制定せられたものではないかと思ふが、勸業上制度慣行調には寛文十一年十月にすでに「生魚の札銀を定め上を銀三枚中を貳枚下を同壹枚とあり、こは專ら釣漁に課したるものか」といふ事を記してゐるが、よく判らぬ。

日振島の人は鯛ハマチ等の一本釣り、烏賊釣り等は皆勝手に營みをり、庄屋とは全然關係はなかつたから、此漁業には課稅せられる所は無かつたものゝ如く言つてゐるが、生魚類に付いての取締はその販賣に關係した生魚主が爲し、此者からまとめて釣漁に課せらるべき賦課を納めてゐたものかもしれぬ。生魚販賣については漁業に關する舊記概要に「生魚類臨時積出の節は地船の分は小切手へ員數を記し、旅舟は小切手無きに依り通り切手を下渡し、之に同上の手續をなさしむ」と記しをり、干鰮の類とはその取扱が違つてゐたやうであるが、之についてはあまり判る所が少ないので割愛したい。

四、漁業一般

漁業　古く日振島に於て鰮船曳網以外に如何なる漁業が行はれてゐたか、詳しくは無い。明治十一年愛媛縣第二十一番漁區條約書の連名の中に擧げられてゐる當島の網師の數は大網師十名、鰯小網營業者二名、その外に立網營業者、手操網營業者が各一名づゝ記されてゐる。故に當時立網手操網が營まれてゐた事が判るが、この外に釣漁者も相當に在つたであらうと思ふが、此地では殊に鰮船曳網を妨げる漁業は禁止せられてをり（村役場所藏記錄に據る）、舊藩時代にはあまり振はなかつたであらうと推察する。日振村誌によると明治四十四年頃の此地の漁業は大體次の如くである。

網名	網具數	主要漁獲物	漁獲高
曳網類	鰯網	十二	鰯、鮪	一二三〇〇圓
	鰌網	八	鰌	二五〇圓
	鯵網	十二	鯵	一五〇圓
刺網類	鰌網	二	鰌	三〇圓
	鰯網	一	鰯	四〇圓
	その他	五	蝦、黒魚類	二五〇圓
繰網類	底曳	一〇	烏賊、方頭魚、ザコ	四五〇圓
大敷		二	鮪、鰯	八二〇圓
釣漁		二九	鰹、鰤、鯛、鯒、方頭魚、イトヨリ、エソ	一五七五圓
雜漁		五	榮螺、鮑、海草	五五圓
採藻			フノリ、天草、ヒジキ、オキチノリ、アマノリ	五三〇圓

A 各種漁業經營費表（昭和八年十二月調）

支出	漁業種別	揚繰網	沖取網	船曳網	一本釣（有動力）	一本釣（無動力）
有動力船	噸数、馬力数、船数	29.35.1.	18.25.1.		15.5.1	
	造船費	3500圓	2800圓		400圓	
	現價	1500〃	500〃		300〃	
	償却費	300〃 200〃	50〃		50〃	
	修繕費	250〃	165〃		60〃	
無動力船	大サ、船数	長6間.2.	長6間.2	長5間.2		長3間.1.
	造船費	1000圓	800圓	500圓		120圓
	現價	800〃	350〃	150〃		70〃
	償却費	150〃	130〃	100〃		10〃
	修繕費	100〃	110〃	50〃		10〃
漁具及漁具副ビ		5000〃	2500〃	1000〃	50〃	30〃
	燃料	1800〃	1050〃		100〃	25〃
	氷	150〃	130〃			
	食料	500〃	400〃	200〃	60〃	30〃
給料又ハ合歩		純益金ノ5歩	同ジ			
	餌料				80〃	40〃
	其他	1400圓	500圓	500〃	30〃	20〃
資金	個人出資額	10000〃	4000圓	2000圓	500圓	200圓
	共同出資額	無シ	同ジ	同ジ	同ジ	同ジ
總漁船数		12隻	6隻	6隻	6隻	55隻
同附屬船数		18〃	9〃			

（備考）船曳網ハ各揚繰網及ビ沖取網ノ漁業ガ經營セルモノナリ
各漁業ハ一年中行フ

其他

その漁期をしるせば（村誌引用）

鰹大網	五月より十月迄	鰯、鯵、鯖、鮪
巾着網	八月より十二月迄	鰯
磯建網	三月より五月迄	メバル、ヤハゲ
大敷網	五月より九月迄	鮪、鰤
鰯刺網	三月より九月迄	イワシ
飯釣	大一月より四月迄 小九月より十二月迄	
烏賊釣	四月より十月迄	
飯追掛網	小三月より五月まで 大九月より十二月迄	

となつてゐる。

其内鰤曳網は十年前、刺網は十五六年前、大敷網は二十年前より始められたといふ。

之を昭和八年十二月調の同村基本調査及更生計畫書でみると

漁業名	漁具數	從業者數	漁獲物
揚繰網	六統	一九八人	鰯、鯵、鯖
沖取網	三〃	八五人	同上
一本釣（無動力）	五五艘	九三人	鯛、鰤、烏賊
同上（有動力）	六〃	一八人	同上

となつてをり、最近は略かくの如き漁業が行はれてゐる事を知る。尚同書には此漁業經營につき次の如き調査表を記してゐるので轉載する事にする。

B　主ナル漁業經營狀態

種別	揚繰網	沖取網	釣本一（有動力）	釣本一（無動力）
從業船數	6	3	6	55
總漁獲高	76670圓	21580圓	3230圓	14215圓
販賣手數料	780〃	360〃	320〃	1290〃
經營費	3300〃	697〃	1980〃	6875〃
收益	42890〃	14250〃	990〃	6050〃
一隻當リ收入	7141〃	4750〃	165〃	110〃
勞務契約方法	一年間屋敷關係漁獲高歩合ニヨル	同	勞力自家ニテ足ル	同
分配	事業者3歩5厘勞務者6歩5厘	同		
事業者收入	約 3150圓	約 1750圓	家計費ヲ引ケバ僅カノモノ	同
勞務者收入	約 5850〃	〃 3250〃		

C　揚繰網漁ノ勞賃

勞賃種別 / 乘組人員	月給又ハ日給	漁獲配當	賞與其他
網元兼シ 1人		100圓	50圓
村君 2人		180〃	100〃
艫押 2人		180〃	100〃
舵子 1人		80〃	40〃
村君補 2人		160〃	80〃
其他 25人		1750〃	750〃
機關士 1人	30圓		
船長 1人		100〃	50〃

（備考）漁獲高一萬圓トシテノ調
沖取網モ同ジ

揚繰網の勞賃代分けは上記の如くであるが、今日の艫巾着網の分配法を聞くに、引高の十分一を網子の賞與としてまづ雜用と共に差引き、その殘高を網師と網子が半分分けにする。網子は之を平等に三十五人に分配すると言ふ。賞與の方は網子の階級的等差に依つて之を八十等分し、網マワシ一人七口、村君七人が各々六口、アバオキイワヲキトモオシ各二人宛が何れも五口、その外滿十八才以上の乘組員が各四口をとり、殘りを少年乘組員が少しづゝ取るといふ風にしてゐるといふ。

なほ古谷翁の談によれば現在は鰯巾着網、同沖取網、伊勢蝦を捕る磯建網、鯛等をとる振網と呼ばれる底曳網蛸繩、烏賊釣等が行はれてゐるといふ。此內蛸繩漁は全く近頃に始められたもの、尙艫網は昔とは餘程改つてゐるが、他の漁業は古くから行はれて來たものゝやうである。振網に就ては詳しくは判らぬが、之は振木（フリキ）のついてゐる打瀨網の如き底曳網である由で、六人の漁夫が二艘の舟に二人づゝ分乘して曳く網であるといふから、葛繩の一種であらう。然して之等の網は何れも個人持のものであるといふ。

釣漁は特に能登部落が他に比して昔から盛んであり、鯛チヌハマチ等を釣つてゐる。此場合その分配は船一人前、釣（註釣道具の事）一人前、人が三人乘れば之に三人前に分ける。船と釣具とは經營者のものであるといふ。然し各部落で爲してゐる烏賊釣りは釣具が簡單である故、殆ど各家で之を持つてをり、漁者は他人の舟に乘せて貰つて漁をする。それ故舟代一人前丈けが此舟にかけられる事になる。因みに當島漁家中、舟を所有する者はその三割に過ぎぬといふ事である。さて此釣つた烏賊は昔は皆鰯に製し、前記のイサバに問屋を介して賣つたのであるが、近年之を多く生で賣る樣になつた。

その外此村は御五神、橫島の二島を持つてゐるので、鮑榮螺天草フノリオキチノリイワノリ等の產額も少くない由で、現在その總產額は五六千圓に及んでゐるといふ。堀本老の談によればフノリの口明けは四月一日で、此ノッケの日（最初の日の事）には一家から一人宛出て之を採りあとは好き勝手に採る事にしてゐるさうである。現在此島には濟州島の海人が磯を請けて、天草及び榮螺を採集しに來てゐる。濟州島の人の咄では、此地の榮螺

の殻には角が無いので、貝ボタンを製するに最も適してゐるといふ。

水産製造及販賣　村誌によると明治四十四年當時の水産製造の狀況は次の如くであつた。

品目	數量	價格
食料素乾スルメ	四八〇〆	一七二八圓
甲付スルメ	八三〆	一四九圓
鹽干鰛	三五〇〇〆	二六二五圓
煮干鰛	八五五〆	九四〇圓

肥料腐魚鰛

「然して鰛鹽干煮干或はメ粕魚油腐魚等に製造する事は年によりて一定せずと雖も、凡そ十年以前までは主にメ粕として肥料とし、及び魚油を製造せしも、近年は主として煮干或は干鰯とするの利あるを知り之に傾向せるもの、如し」（村誌引用）と記してゐる。而してその水産製造物累年比較表でその傾向の有無をみれば

年度	食料品	肥料品	雜品
明治 33	八一四圓	一三四一五圓	二〇〇圓
〃 34	三三三九〃	一六五〇〃	一六八〃
〃 35	一五一七〃	四九六〇〃	一九八〃
〃 36	一九七八〃	一九一〇〃	一二八〃
〃 37	二五五九〃	一六一三〃	一一六〃
〃 38	一〇六〇〃	四七五〃	
〃 39	一七〇五〃	一七五〇〃	
〃 40	六三六三〃	三〇〇〇〃	二九〃
〃 41	四五〇二〃	九四〇〃	
〃 42	二八九〃	一二六〇〃	

であり、肥料の漸減食料の漸增を明白に見る事は出來ぬ。却て凡そ逐年その產額の減つてゆく傾向の在つたのを知る丈けである

さて前記の昭和八年調によれば、近年の水產加工の狀況は左の如くである。

製品販賣	丸干	煮取	鯖節
製品價格	七六四八〇貫	一八四六〇貫	二八〇〇〇貫	三〇〇〇貫
原料費	四二〇六四圓	八三〇七圓	八六八〇圓	三六〇〇圓
製造費	二六二〇四〃	四二四七〃	四八二〇〃	一二〇〇〃
製造個數	八三五〇〃	一六八〇〃	一五三〇〃	七〇〇〃
從業者數	四八ケ	〃	〃	〃
	九八人	〃	〃	〃

昭和八年の漁獲物販賣狀況は上記調によれば「共同販賣所販賣所額六萬圓、販賣方法は入札、手數料五分。重なる仕向地は廣島縣、大阪市、下關市、大分縣」であるといふ。

尙漁業に附帶する各種の營業について上記調をみれば、水產製造業者數（一製造業者が一夜に鰯原料八百貫を製造し得る程度の者）は四十八名で、その營業資金は四六五六〇圓、その一人當り營業資金は七百圓から千五百圓位。此者と漁業者との關係は、漁業者との關係は漁業者に原料の提供を得て製造し、製品販賣後純益金を折合を以て按分する歩合制度であるといふ。また水產取引業者は一名で、その營業資金は二萬圓、運搬船三隻を以て取引し、漁業者との間は漁獲物現金取引によつてゐるといふ。

漁業に關するもの

第四圖　エビスアバ

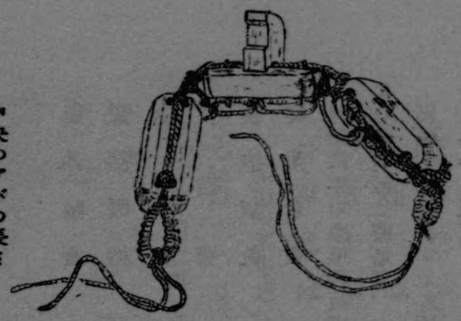

中央のアバの長さ二五糎。高さ二〇糎。

○　夷浮子

エビスアバとは艦曳網の中央即ち身囊の中心に當るミトにつける浮子の名稱で、漁者は單に之をエビスとも云つてゐる。瀬戸內海で廣くオウダマと呼ぶものに等しい。此地に於てはエビスは寫眞に在る如く三箇の桐の木製の浮子より成り、中央の冠形のアバがミトの浮子となる。此浮子を新調した時或は漁期の始めに當り、之を宇和島市の和靈神社にかつぎ込んで祈禱をして貰ふの外、氏神祭には之を御旅所に持ち込んで、神輿と共に一日此處に置く習慣がある。又正月十一日の繩綯ひ始めには、此浮子を結束する繩を綯ひ、此日網師の家で行はれる帳祝（新しい帳面を作り網子を招いて祝をする）には、之を床の間に飾つて祝ふといふ。

また漁の無い時には、このエビスをとり換へる事珍しく無い。

○　網クリカエ

網を染め或は縫ひかへをして、之を新たに網船に積み込んだ時、船玉樣の前で酒五升または三升を飲み祝ふ。之を玉津村では網のクリヲケと稱してゐる。クリヲケは網を干して之を船にのせる時に、その浮めとして祝ふのであるといふ。玉津村では網師の家で乘組が酒をのむといふ事で、此時船にはシルシの幟を樹た。

○　シルシ

之は鰯網船の艫のヨコガミにたてる、網組の印幟である。玉津村で聞くに此網船を一艘新造する毎に之を一つ

新調し、船下しには之を樹てた。シルシは此外、大漁、クリヲケ、祭日にも樹てたといふ。日振島でも氏神の祭日にはこの船を濱へ引揚げて幟を樹てたといふ。

○　漁祭

玉津村ではリョウマツリが舊八月二日に行はれた。此日太夫さん（神官の事）が網船に乘り、船では太鼓を叩いて網代を廻る。太夫さんは一網代毎に、その網代の陸に御幣をたてゝ祈禱する。それが終ると鐵を曳いて、その順番に網代への祈禱の神樂をあげてもらふ。然し昔は庄屋の網代の神樂が最初に行はれた。

○　沖揚り

南宇和郡深浦方面では漁から歸ると每晩漁者が酒をのんだ。之をオキアガリと云ふた（高野氏談）

○　ヒキバツヲ

太夫さんの所へ持つて行く魚。太夫さんは漁船が歸る頃、陸に出て立つてゐた（玉津村）

○　漁に出ぬ日

盆、正月の三日間は漁に出ぬ。親兄弟が死ねば一週間漁に出なかつた。今日では兄弟が死ねば三日間漁を休む丈けである。またその命日にも出漁せぬ。然し網師の家に不幸があつても、網子は漁を休まぬ。

出產の場合には男が生れゝば十一日間、女子なれば十四日間漁に出る事が出來なかつた。然し今は網漁に丈け三日間遠慮してゐる。

舟に關するもの

○　舟玉

何處でも同じ、筒に船玉を納める。人形と柳の賽を入れるので、人形は宇和島で作つた白紙製の男女一對のものであるといふが、船大工に尋ねたのでないから精確でないかもしれぬ。玉津村では漁舟の舟玉の御神は柳のサイコロ一であるといふ。

○ 舟下し

主に八合みちの時に行ふ。此時の餅まきも滿潮の折なすといふ。

土佐の室戸、足摺兩岬では、珍しく舟玉がいさむといふ事を漁者は知らぬのであるが、伊豫では玉津でも日振でも、舟玉がいさむと言ふて、大漁或は時化前にチン〳〵と云ふ時計の音のやうな光せを聞くと云つてゐる。舟の幸が惡いと言ふて舟大工をやとひ、直ちに舟玉の御神(ゴシン)を入れかへる。

船の禁忌

○ 網舟に丈けは女を乘せると汚れると云ひ、今でも決してのせぬ。玉津村でも之を嫌ふ。

○ 舟でイノシシと云ふ事をきらつた。

○ 月の七日に舟出せぬといふ。

○ 船上で、此舟は何時着くかと尋ねるものでは無いといふ。

○ サガリ

網舟の水押のサガリは漁期間中のみつけてをく。一年に二度位新しくとりかへる。その一度は氏神祭の二、三日前である。サガリをつける時にはサガリカケと呼ぶ祝をする。

若者

若連中の入會、退會は一月十一日に行はれた。此日伊勢參りとて明海と喜路との中間の磯に在る、お伊勢樣の祠に、早朝若者が參詣して、神樂をあげるとて御幣を奉り、祠の前で伊勢踊を爲し、之をすまして氏神社でまた踊り、それがすむと部落内の年賀(厄祝)の家で之を踊る。それから若連中の宿に集つて酒盛と爲し、滿期のものは脫會し、十六才のものを入會せしめる。

若連中の宿即ち若衆宿は各部落に一づゝ在つた。之は網親と網子の條に記した泊り宿とは別箇のもので、之に寢泊りする事は無く、寄合酒盛りに充てた集會所であつたといふ。

若衆の中には階級があり、入會した少年は小若衆と呼ばれる。さうして十八九才になると小頭に成り、廿才位でチウレンになる。二十二才位になると大世話と呼ばれ、後見(ウシロミ)と云はれるのは二十五才位であると云ふ。此地の若衆には、長男次三男に何等區別は存しなかつた。

△ 百姓の賦役

家來には特に賦役と云はれるものが課せられてはゐなかつたやうであるが、百姓には色々と賦役があつたらしい。路普請、神社の普請修繕など公共の人夫には是非出た由で、滿家からも同樣に出たといふ事である。

この賦役の一に役船(ヤクセン)と云ふのがあつた。之は機械船が本土との間を定期に往復する樣になるまで續いだ由で、役船に使用せられる押舟が一部落に一艘づゝあり、役人及び公用で地方(ヂカタ)へ出るものには無償で舟を出した。此當番は三部落に順番にまはり、部落内でも軒別に此番がまはつた。さうして之に出役する事をヤクメに出ると云つてゐたといふ。

又滿家は一年に何回か宇和島へ登城した。此時には小雀丸と呼ぶ朱塗の屋形船(之を御小早と稱した)に乘つた出掛けたので、此船が出帆する際には喜路と明海の二部落から曳舟が出て、御小早を地元から一里半位沖まで曳いて出た。またこの船が歸る時にも、戸島の影から此船が現はれると同じく曳舟に出役したので、百姓の家からは是非曳船の船子を一人出さねばならなかつたといふ。

△ 合力

部落中が是非一日は加勢せねばならぬものは家普請である。此外、船下し、網修繕、野の仕事には親戚懇意の者が手傳しあふ。之を共にコウロクと稱する。葬式には親戚(二從兄弟(フタイトコ)までを普通とする)隣家、懇意の者丈けが手傳ふ。殊に墓穴は必ず親戚の者が堀る。

△ 贈答

正月、盆、節句、彼岸等の團子及び餅は、里親、兄弟、從兄弟らへ贈る。その外神主、住職、學校の先生、駐

在所へも同様に贈るが、この方へは唯やる丈けでお返しは無い。親族のものからは同じ團子や餅が返つてくる。この同じお返しをもすトメといふ。

○ コトコト

正月十五日を正月の終ひだと云ふ。それで十四日晩にお飾りを作へて神様その他入口等に供へる。輪じめをかけたあとに飾る。このお飾りをコトコトと稱し、圖の如く柄の曲つた所を鴨居等に引掛けてをくのである。このコト〳〵を飾る晩に粥釣りが行はれる。粥釣りには錢緡の一端をトンボ結びに結び、之に錢をさしても落ちぬやうに作つて、之と重箱とを以て各戸を訪れた。この錢緡も正月十一日の繩綯ひはじめに綯つたと云ふ。なほ此日大神業様の注連丈けは新しくとり換へたといふ事であるが、詳しくは聞いて來なかつた。

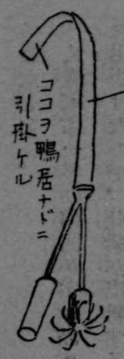

第五圖　コトコト

○ お鶴舟と若宮

村誌によると、正徳の頃此島の字オホネ附近に一艘の箱船が流れ着いたのを發見した。箱の大きさ巾三尺長さ四尺程、その一方に錠がついてをり鍵がかゝつてゐた。之を開けた處が、十五六才の美人が前後不覺の體で伏臥してゐた。箱の中には食物、水、菓子もあり、その外に伏帛包もあるので之を開いてみた所が男の生首が出て來た。之に村人は驚き娘が助けを求めるにも拘らず、再び箱に入れて沖へ流してしまつた。その後島の山口といふ人がフサカの海邊で海草を採集めてゐると、此箱が流れてゐるので、持つてゐた鍬で一撃を加へると、箱の中で女の聲がするので開けてみたが、助けを乞ふにも拘らず、遂に鍬で打ち殺してしまつた。その後女が山口の枕邊にたつて追善供養を求めたので、同人は恐れて之を若宮として祀つた。今の能登の若宮が即ちそれで、山口氏の子孫が之を祀つてゐる。祭神は安産の神であるとて、しきりに女が崇める。毎年三月十七日と九月十七日が祭日である。

山口家は七軒組の一軒として、現在コカイと云はれた所に七軒が住んでゐた頃の一家で、之が能登の始りだと云はれてゐると記してゐる。

かくの如き若宮、屋敷神が他に在るかどうか、詳しく調べなかつたが、喜路の部落にはあまり無いらしい。

此島の南方、土佐沖島の鴨姫神社に係る口碑もこのお鶴舟に似たウツボ舟傳説を、小生が彼地へ行つた數年前までは傳へてゐたので、此傳説の此型の咄が此地方の海邊には多く傳へられてゐるのではないかと思つて來た。

（註場所を示さぬはいづれも日振島の事）

語彙索引

ア

アカマ……二三
アカマダイシ……三〇
アタリ……二七
アバオキ……二四
アバタイシ……三〇
網
—運上……二〇
—切手……二〇
—クリヲケ……五二
—クリカエ……五二
—修繕の手間賃……二一
—代銀……一一
—代モチヌキ……一三
—舟……二三
—に出ぬ者所替……一一
—の大きさ……一八
—の購入……一八
—の染料と値段……二一
—子の役割り……二五

イ

結出網……八・九
活し魚の問屋……四四
イサバ……四三
家普請……五五
イワオキ……二四
鰮巾着網の分配……四九
入會漁場……一〇

ウ

後身……五五
ウチ櫓押し……二四

エ・ヱ

夷浮子……五二

オ・ヲ

大結出……九
大カヂコ……二五
大村君……二五
大脇櫓の長さ……二四
オウゴ……七
オウダマ……五二
沖揚り……五三
押シ勝……七
お鶴舟と若宮……五六
オトメ……五六
オモテ……二三
オモテダイシ……三〇
親方……二

カ

掻鰯（カキバといふ鰮鰯）……三三
笠岡……一五
カヂキ……二三
カツチ（染料）……二一
上の一潮……四四
狩棒……二六
換用小網……一三

キ

漁家の家計費表……五
漁業の均等なる割付……一一
漁網商人……一八
漁撈の有様……二五
近年の水産加工品の狀況……五一

ケ

家來……二
—の網……一六

コ

小網……一三
小結出……九
稿本日振村誌……一
合刀……五五
コウロク……五五
公儀網代……七
耕地所有權分配……二
高野作一……一八
コトコト……五六
小肘押し……二四
小肘櫓の長さ……二四
御用鰮……一五

サ

ザイ……一四
催合銀……二二
催合干加……二二
濟州島の海人……四九
サイノウオ（茶の魚）……二八
—の割合……二九
サガリ……一五・五四
サガリカケ……五四
先取り……七

シ

地網（シオヌシ）……一〇
生魚主株……四四
—銀……四四
地下の者……一六
下網……七
下の一潮……四四

正月十一日の繩綯ひ初め……五二
シヨウヌシ（又はシヨウノシ）……三
庄屋網……一六
諸魚御定値段……三三
職業別個數……四
シルシ……五二
代分け……二六
新網免許……八
新結出……九

ス

水產製造品累年表……五〇
鰯……四三

セ

清家……二
セガイ押し……二四

ソ

葬式……五五
造船代價（明治十五年）……二三
雜用……二七
底曳網……四九

タ

たいし……二九
對子（タイシ）……三〇
薪木島……一
焚釣……一五
旅網……一〇
玉取り……二九

チ

チウレン……五五
帳祝……五二
チリ……二三

ツ

ツキツボ……二六

テ

出稼……一
テン棒……二六

ト

ドウノマ……二三
トダテ……二三
土地所有狀態……二
泊り宿……一六
艫押し（船頭）……二四
トモダイシ……三〇
トモノマ……二三
艫櫓の長さ……二四
艫のヨコガミ……三二
取合金……二二

ナ

中手舟……二五
名前替へ……八
中櫓押し……二四
生鰯のハカリ桶……四二

ニ

入金……一六
煮取（〆粕の事）……三九

ネ

寢代銀……二七
根朶木……二三
ネタツ……四三
ネヅナ……三〇

ノ

ノツケの日……四九

ハ

裸廻し……八
濱田（網師）……一五
番魚……三〇
藩の漁業稅……一一
藩直轄の網代……一〇

ヒ

扣網代……七
ヒキバツヲ……五三
百姓……二
—網……七・一五
—の網子……一六
—の賦役……五五
肥料……三一

フ

舟玉……五五
舟下し……五四
船の禁忌……五四
船の長さ……二二
フノリの口明け……四九
振木……四九
古結出……九
古谷鶴太郎……一四

ホ

干鰯……六
—製造者……一三
骨折り……二九
堀本仙藏……一四

マ

前網代……七
ミ
ミトの浮子……五二
ム
村君をアミマワシと云ふ……二五
モ
元網……七・一二
—相續……八
黄魚……三一
—の分配……三一
ヤ—ヨ
役船……五五
宿親……一六
ヤトヒド……一七
山ダテ(山アテ)……一三
ヨコガミ……二三
除ケ網代……七
寄網……一〇
ラ—ロ
漁に出ぬ日……五三
漁祭……五三
ロドコ……二三
櫓の名稱……二四
ワ
若衆……一六
若者……五四
脇カヂコ……二五
ワキノマ……三三

〔語彙索引　終〕

昭和十一年十月十五日印刷
昭和十一年十月十日發行
伊豫日振島に於ける
舊漁業聞書
定價金五拾錢

版權所有

編者　櫻田勝德
發行者　東京市芝區三田綱町十番地　高木一夫
印刷者　東京市京橋區築地二丁目五番地　川崎佐一
印刷所　東京市京橋區築地二丁目五番地　合資會社川崎活版印刷所
發行所　東京市芝區三田綱町十番地　アチツク　ミユーゼアム

發賣所　東京市芝區三田二丁目一番地
丸善株式會社三田出張所
(本店・各支店・出張所)　電話三田(45)一九二六番　一九二七番　振替口座東京一一八五二番

中島製本

アチツク　ミユーゼアム　刊行書目

((アチツク　ミユーゼアム彙報))

1)	早川孝太郎校註	愛知縣北設樂郡下津具村	村松家作物覺帳	定價 1.50 送料 .14
2)	竹内利美編著	小學生の調べたる	上伊那川島村郷土誌	定價 1.80 送料 .10
3)	武藏鐵城著	羽後角館地方に於ける	鳥蟲草本の民俗學的資料	定價 1.80 送料 .14
4)	吉田三郎著		男鹿寒風山麓農民手記	定價 1.50 送料 .10
5)	高橋文太郎著		武藏保谷村郷土資料	定價 2.50 送料 .14
6)	内田武志著		靜岡縣方言誌	分布調査第一輯 動植物篇 近刊
7)	竹内利美編著	小學生の調べたる	上伊那川島村郷土誌續篇	定價 2.80 送料 .14
8)	知里眞志保著		アイヌ民族研究資料	第二 說話一 定價 .70 送料 .02
9)	アチツクミユーゼアム著		所謂足半(あしなか)に就いて	近刊
10)	稻塚和右衞門著		復刻木實方祕傳書	定價 1.70 送料 .14
		〔雲藩植樹植林製纖手記〕		
11)	宮本常一著	周防大島を中心としたる	海の生活誌	定價 2.80 送料 .14

((アチツク　ミユーゼアム　ノート))

1)	アチツクミユーゼアム編著		民具問答集	近刊
2)	山口和雄著	明治前期を中心とする	内房北部の漁業と漁村經濟	上下二冊 定價各 .50 送料各 .02
3)	櫻田勝德 山口和雄共著		隱岐島前漁村採訪記	定價 1.50 送料 .02
4)	櫻田勝德著	隱岐島前に於ける	糸滿漁夫の聞書	定價 .30 送料 .02
5)	櫻田勝德 山口和雄共著	三重(保)岡山(津)大島(島)伊豫	漁村採訪記	定價 .30 送料 .02
6)	岩倉市郎著		喜界島生活誌調査要目	非賣品
7)	アチツクミユーゼアム著		民具蒐集調査要目	非賣品
8)	櫻田勝德著	伊豫日振島に於ける	舊漁業聞書	定價 .50 送料 .02

アチツクミユーゼアム編纂　隱岐文獻索　見本呈上

發賣元

東京 大阪 神戸 京都 名古屋 横濱 福岡 仙台 札幌 京城

丸善株式會社三田出張所

東京市芝區三田二丁目一番地

振替口座東京11852番

電話三田(45)1926・1927番

684
124